

## 第二次

# 羽村市環境とみどりの基本計画

令和6(2024)年度～令和15(2033)年度



令和6(2024)年3月

羽村市



# 目次

第1章 計画の基本的事項	1
（1）計画の名称	2
（2）計画の構成	2
（3）計画の位置付け	3
（4）計画の期間	4
（5）取組の主体	4
（6）推進体制と進行管理	5
第2章 計画の理念と目標	7
（1）基本理念	8
（2）基本目標	8
（3）基本目標の関連性	9
（4）SDGsと環境施策の推進	9
（5）基本理念と基本目標の体系	10
基本目標1 都市環境分野	12
基本目標2 自然環境分野	26
基本目標3 地球環境分野	38
基本目標4 環境情報分野	48
第3章 資料編	55
（1）策定経過	56
（2）計画策定における市民や事業者の意向の反映	58
（3）用語解説	85
第4章 環境行動計画	87
（1）環境行動計画の目的と位置づけ	88
（2）環境行動計画の対象者	88
（3）環境行動計画の期間	88

# はじめに

市は、地域の環境を総合的かつ計画的に保全し、もって地球環境の保全にも貢献していくため、平成13（2001）年に羽村市環境基本計画を策定し、その後、環境問題をめぐる状況の変化等を踏まえて、合計2度の改定を行い、様々な事業に取り組んできました。

この間、世界では、地球温暖化を主な原因とする気候変動の影響により、水不足による干ばつ、洪水、海面上昇等の深刻な自然災害等が発生しています。

これらへの対応のため、平成27（2015）年に合意されたパリ協定では、世界的な平均気温上昇を1.5℃に抑える努力を追求するという目標が掲げられ、これを達成するためには、平成30（2018）年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書において、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされています。

日本においても、令和2（2020）年10月に「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」が宣言され、様々な取組が始まっています。

こうした中、市は自然環境の保全や創省エネルギーの取組、地球温暖化対策など、脱炭素社会の実現を目指し、「羽村市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

本計画は、第六次羽村市長長期総合計画基本構想の将来像の実現とともに、ゼロカーボンシティの実現に向けた、市の環境施策の基本的な方向性を示すものとして策定したものです。

本計画の目標を達成するためには、今後の社会環境の更なる変化を見据え、新たな技術の導入や日々のライフスタイルの見直し等、市民・事業者・市が連携・協力のもと、それぞれが持てる力を発揮し、取組を推進していくことが大切です。市では、市民及び事業者の方々と対話を重ね、手を携えながら地球温暖化をはじめとする環境問題に立ち向かい、目標達成に向けて全力を尽くしてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議を重ねていただきました「環境審議会」、貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました「環境座談会」や市民・事業者アンケートにご協力いただきました多くの市民の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

令和6（2024）年3月  
羽村市長

橋本 弘山





## 羽村市ゼロカーボンシティ宣言

2015年に合意されたパリ協定では、世界的な平均気温上昇を1.5℃に抑える努力を追求するという目標が掲げられました。これを達成するためには、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書において、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされています。

我が国においても、令和2年10月の内閣総理大臣所信表明で「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」が宣言されました。

こうした世界や国の動きに従い、市が率先して地球温暖化対策の推進に向けた決意を示すことで、市内における二酸化炭素排出量削減をより一層促進させていく必要があります。

市は、市民・事業者・市が一体となって連携・協力しながら、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の実現を目指すことを宣言します。

令和6(2024)年2月21日

羽村市長

橋本弘山

# 羽村市環境方針

## 1 基本理念

羽村市は、清流多摩川に生まれ、武蔵野の面影が残る水と緑に恵まれたまちです。この貴重な財産を、より豊かにして未来の市民へと伝えていくためには、市民・事業者・市が一体となって、環境に配慮したまちづくりを進めることが必要です。

今日の環境問題は、社会全体で取り組まなければ解決できない課題となっており、地球規模で考え地域から活動していくことが重要です。

このため羽村市は、環境マネジメントシステムを導入することによって、率先して環境問題に取り組んでいきます。

さらに、このシステムにより職員一人ひとりが環境に対する意識を高め、工夫を凝らし、行政サービスの向上に努めていきます。

## 2 基本方針

羽村市は、環境に配慮した事務・事業を推進し、継続的に環境の保全・改善に取り組み、将来の世代へより良い環境を継承します。

- (1) 市の環境保全等に関する計画を推進します。
- (2) 省エネルギー、省資源、リサイクルを推進します。
- (3) 環境に配慮した物品の購入に努めます。
- (4) 環境関連法令を遵守し、汚染の予防に努めます。
- (5) 環境目的・環境目標を定め、定期的に見直しを行い、継続的な改善に努めます。
- (6) 環境方針に沿った活動を継続的に推進するため、職員に対して、環境に関する研修と周知を行うとともに、職員の自発的な環境意識の高揚を図ります。
- (7) 環境方針及び環境マネジメントシステムに基づく活動結果を公表します。

平成15年4月16日



# 第1章

## 計画の基本的事項

# 第1章 計画の基本的事項

## (1) 計画の名称

この計画の名称は、「第二次羽村市環境とみどりの基本計画」とします。

市では、平成13年に多くの市民等との協働により羽村市環境基本計画を策定するとともに、羽村市環境基本条例（以下「基本条例」といいます。）を制定しました。

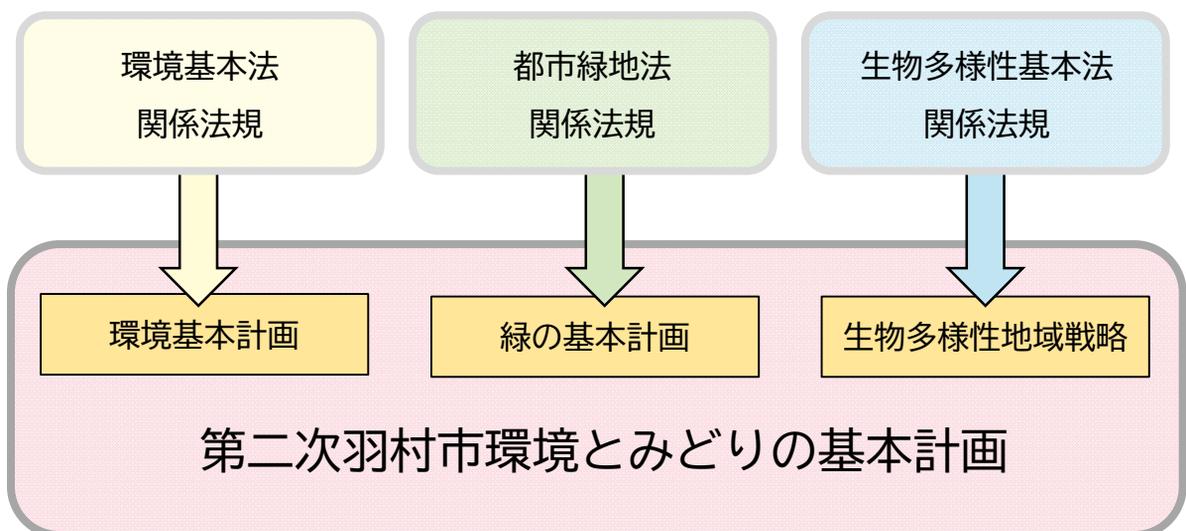
平成26年には、環境基本計画、緑の基本計画、生物多様性地域戦略を統合した「羽村市環境とみどりの基本計画 ～環境・みどり・生物多様性を包括的に進める はむらプラン～」（以下「第一次計画」といいます。）を策定しました。

今回の「第二次羽村市環境とみどりの基本計画」（以下「本計画」といいます。）は、市民・事業者・市が、一つの目標に向かって、役割を明らかにし、主体的に取り組んでいくこととします。

## (2) 計画の構成

本計画は、環境保全に関する法規、資源や廃棄物に関する法規、化学物質に関する法規などが関係していますが、特に環境基本法、都市緑地法及び生物多様性基本法が関係しています。

基本条例に基づき策定する本計画は、環境基本法・基本条例による「環境基本計画」、都市緑地法による「緑の基本計画」、生物多様性基本法による「生物多様性地域戦略」の三つの計画の理念や趣旨を融合して策定しています。



### (3) 計画の位置付け

本計画は、基本条例第7条に基づき策定する計画であり、羽村市長期総合計画が目指す目標を環境面から実現する計画です。

また、本計画は、国及び東京都の計画や、市の様々な計画との整合を図り策定したものであり、市の環境施策を展開していくための基本的方向性を示しています。

国

- ・環境基本法
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・気候変動適応法
- ・生物多様性基本法
- ・都市緑地法
- ・その他関連法規、諸計画

都

- ・環境基本条例
- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
- ・ゼロエミッション東京戦略
- ・都市計画公園・緑地の整備方針
- ・緑確保の総合的な方針
- ・その他関連条例、諸計画

市

#### 羽村市長期総合計画

環境関連個別諸計画

環境分野に関する計画

美しいまちづくり基本条例

環境基本条例

都市計画マスタープラン  
一般廃棄物処理基本計画  
産業振興計画  
その他、環境関連諸計画

環境基本計画

緑の基本計画

生物多様性  
地域戦略

第二次羽村市環境とみどりの基本計画

羽村市地球温暖化対策  
地域推進計画  
(区域施策編)

羽村市地球温暖化対策  
実行計画(事務事業編)  
はむらカーボンハーフ  
プロジェクト

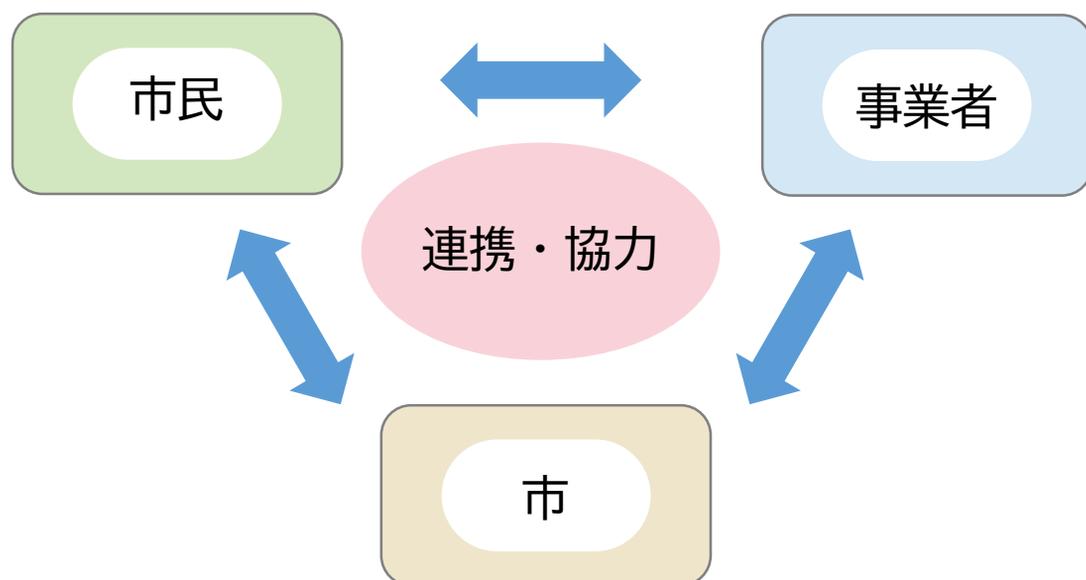
## (4) 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までとします。  
なお、今後の環境及び社会情勢等の変化、長期総合計画等の改定に対応するため、必要に応じ、見直しを行います。

## (5) 取組の主体

環境を取り巻く課題の解決には、市だけでなく、市民及び事業者がそれぞれの役割において、主体的に取組を進めていくことが必要です。そのため、本計画は、市が取り組むべき環境施策を示す行政計画であると同時に、市民・事業者・市がそれぞれに行動すべき方針を示すものとします。

また、基本条例に規定されている各主体の責務を果たし、連携・協力しながら取り組んでいくことが必要です。



### 〔市民の責務〕

市民は、基本条例第3条に規定する基本理念に基づき、日常生活において発生する環境への負荷の低減に取り組み、市の環境施策に協力するよう努めます。

### 〔事業者の責務〕

事業者は、基本条例第3条に規定する基本理念に基づき、事業活動に係る環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全を図るための必要な措置を講じ、市の環境施策に協力するよう努めます。

### 〔市の責務〕

市は、市民及び事業者と連携・協力しながら計画を推進し、環境の保全と創造に努めます。

※市民・・・市民、在勤者、在学者、滞在者のことをいいます。

※事業者・・・事業者、団体のことをいいます。

## (6) 推進体制と進行管理

### ①推進体制

本計画を推進していくためには、市だけでなく、市民及び事業者といった多様な主体との連携・協力によって推進していくことが重要です。そのため、市では、公募市民、知識経験者や事業者等で構成する「羽村市環境審議会」（以下「審議会」といいます。）を中心に、広く市民及び事業者の意見を施策に反映させるとともに、市民及び事業者との連携・協力により、効果的な事業の実施に努めていきます。

#### <羽村市環境審議会>

基本条例に基づき設置された審議会は、市長の付属機関であり、「羽村市環境審議会規則」に定められた市民公募委員、知識経験者、事業者の代表、環境保全等に関する行政機関の職員によって構成されています。

審議会では、環境基本計画に関すること、環境の保全等の施策に関すること、環境の保全等に関する基本的事項などについて調査及び審議し、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができます。



環境審議会の様子

#### <羽村市地球温暖化対策等推進委員会>

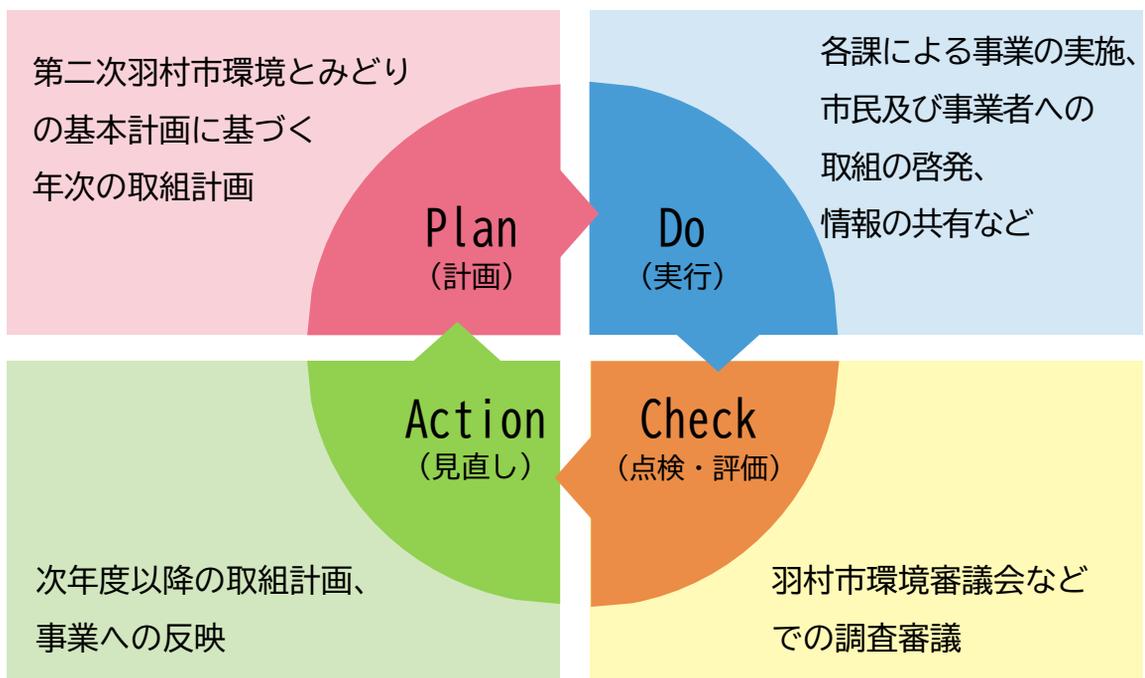
「羽村市地球温暖化対策等推進委員会」（以下「温対委員会」といいます。）は、副市長を委員長、教育長を副委員長、各部長が委員となり構成された組織で、本計画は温対委員会において計画の推進・点検及び評価を行い、市長に報告します。

この温対委員会は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定により策定が求められている、市内全域を対象とした温室効果ガスの排出量の削減のための計画「羽村市地球温暖化対策推進計画」や、市町村に策定が義務付けられている、地方公共団体（羽村市）を対象とした温室効果ガスの排出量の削減のための計画「羽村市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～はむらカーボンハーフプロジェクト～」を推進・点検するための庁内組織でもあります。

## ②進行管理

計画の推進を図るには、目標達成に向けた取組の進捗状況を定期的に点検・評価し、適切な見直しを行っていくことが重要です。

市は、市民及び事業者が環境の現況に対する理解と認識を深め、自主的かつ積極的な環境の保全とよりよい環境の創造の取組が促進されるよう、環境の状況や計画に基づく施策の実施状況等を、基本条例に基づく「羽村市環境報告書」として公表しています。その実施状況等の結果に基づき、既存事業の見直し、新規事業の検討など、適切に行ってまいります。





## 第2章

### 計画の理念と目標

## 第2章 計画の理念と目標

### (1) 基本理念

本計画の基本理念は、第一次計画の基本理念を受け継ぎ、以下の基本理念を設定し、計画を策定しています。

人と自然との共生を目指し、川や緑を守り育て、水や空気や土を汚さず、健康で安全に暮らし続けられるまち 羽村

### (2) 基本目標

市が目指す環境都市の実現のため、四つの分野に分類し、基本目標を定めています。

#### 都市環境分野

～自然と都市が調和し、資源がめぐる、みらいへつなぐまち～

大気汚染や騒音などによる生活環境への被害が少なく、ごみの少ない、いろいろな資源がめぐる、自然と都市が調和した、みらいへつなぐまちを創ります。

#### 自然環境分野

～人と自然と生物が調和する、うるおいのまち～

先人から受け継いだみどり、多摩川や多様な生物が共生する生態系を守るとともに、新たなみどりを育み、人と自然と生物が調和する、うるおいあるまちを創ります。

#### 地球環境分野

～ゼロエミッションの地球にやさしいまち～

再生可能エネルギーを利用したエネルギーの地産地消を推進し、二酸化炭素の排出を削減することなど、脱炭素社会の実現を目指す、地球にやさしいまちを創ります。

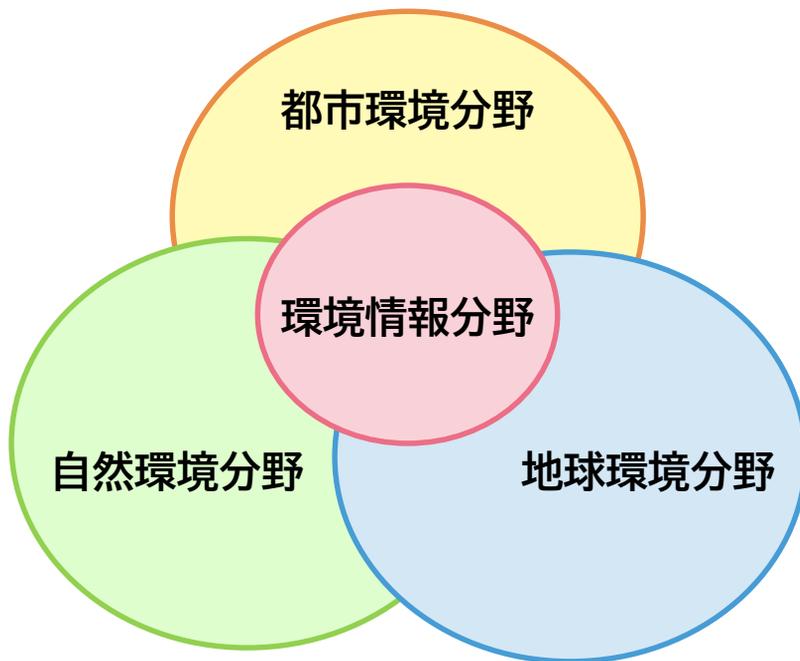
#### 環境情報分野

～全ての人々が環境に関する情報を共有し、環境について考え、学び、共に連携・協力し、実践するまち～

全ての人がつながり、環境に関する情報を共有し、多様な主体が相互に情報を共有し、自ら考え、学び、共に連携・協力し、実践するまちを創ります。

### (3) 基本目標の関連性

本計画は、第一次計画を継承し、現在の社会情勢や環境状況に応じた都市環境分野、自然環境分野、地球環境分野に加え、三つの分野に相互に関連して必要である環境情報分野に関することを取り扱い、総合的に取り組んでいきます。



### (4) SDGsと環境施策の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された令和12（2030）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」という理念のもと、17のゴールと169のターゲットから構成され、先進国を含む全ての国の共通目標となっています。

本計画においても、気候変動、自然環境、生物多様性、ごみ減量、生活環境といった環境分野のあらゆる施策に引き続き取り組み、市民・事業者・市が連携・協力し、SDGs が掲げる持続可能な社会の実現に向けた取組を推進していきます。



## (5) 基本理念と基本目標の体系

### 基本理念

人と自然との共生を目指し、川や緑を守り育て、水や空気や土を汚さず、健康で安全に暮らし続けられるまち  
羽村

### 基本目標

#### 都市環境分野

～自然と都市が調和し、資源がめぐる、みらいへつなぐまち～

大気汚染や騒音などによる生活環境への被害が少なく、ごみの少ない、いろいろな資源がめぐる、自然と都市が調和した、みらいへつなぐまちを創ります。

#### 自然環境分野

～人と自然と生物が調和する、うるおいのまち～

先人から受け継いだみどり、多摩川や多様な生物が共生する生態系を守るとともに、新たなみどりを育み、人と自然と生物が調和する、うるおいあるまちを創ります。

#### 地球環境分野

～ゼロエミッションの地球にやさしいまち～

再生可能エネルギーを利用したエネルギーの地産地消を推進し、二酸化炭素の排出を削減することなど、脱炭素社会の実現を目指す、地球にやさしいまちを創ります。

#### 環境情報分野

～全ての人々が環境に関する情報を共有し、環境について考え、学び、共に連携・協力し、実践するまち～

全ての人々がつながり、環境に関する情報を共有し、多様な主体が相互に情報を共有し、自ら考え、学び、共に連携・協力し、実践するまちを創ります。

## 基本施策

## 主に関連するSDGsの目標

- ①地域環境の保全
- ②快適に過ごせる美しいまちづくり
- ③愛護動物の適正飼養
- ④資源循環型社会の実現



- ①みどりの保全と創出
- ②地域に親しまれる公園・緑地の整備
- ③適正な水の循環・河川の保全
- ④生物多様性の確保



- ①再生可能エネルギーの有効活用
- ②省エネルギー化の推進



- ①環境情報の発信・共有
- ②環境学習・環境活動の機会の充実



# 基本目標 1 都市環境分野

## (1) 基本目標

～自然と都市が調和し、資源がめぐる、みらいへつなぐまち～

大気汚染や騒音などによる生活環境への被害が少なく、ごみの少ない、いろいろな資源がめぐる、自然と都市が調和した、みらいへつなぐまちを創ります。

## (2) 都市環境分野における環境情勢

産業革命とともに、急速に発達した人と経済の活動は、環境の悪化という問題を顕在化させ、二度の世界大戦などを経て、経済成長とともに、多種多様な環境問題を発生させました。

### 【昭和30年代以前】

日本の公害は、公害の原点ともいわれる、明治11年の足尾銅山の渡良瀬川汚染から社会問題化し、重化学工業の進展とともに、熊本水俣病、新潟水俣病、イタイタイ病、四日市喘息が次々に発生し問題となりました。東京都内では丸の内ビル街のばい煙による空気汚染が問題化し、昭和24年に環境関連法規の先駆けとなる東京都工場公害防止条例が制定されました。

一方、羽村では人口も少なく、農業と製糸工場などの軽工業が中心であったことから、大きな環境問題は生じていませんでした。

### 【昭和30年代から40年代】

国は、環境問題の拡大を受け、昭和42年8月に公害対策基本法を制定すると、公害14法（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法など）や悪臭防止法、自然環境保全法、振動規制法などを次々と制定し、公害防止・抑制の法整備を進めました。このような法整備と多様な主体の努力により、鉛、カドミウム等の有害物質による代表的な汚染は改善されていきました。

羽村では、昭和30年代後半になると、高度経済成長に伴う建築需要の増大により、多摩川流域の良質な礫層をもつ西多摩地域一帯が砂利採取の対象地域となり、多くの砂利採取跡地に穴が生じることとなりました。これらの砂利採取跡地は廃棄物の最終処分場となってしまう、衛生害虫の大量発生や悪臭、メタンなどの可燃性ガスによる発火などを引き起こし、地域的な環境問題となりました。

昭和40年代には、工業団地への工場進出が始まり、公害の少ない工場誘致を進めました。

### 【昭和50年代から60年代】

昭和50年代になると、経済の高度成長に伴い、生活様式が資源を大量消費する形に変化し、自動車排出ガスや都市化から生じる公害、廃棄物の量の増大等といった環境問題が中心的課題となり、身近な環境問題としてクローズアップされました。その後、これらの問題に加え、新たに地球温暖化や酸性雨などの地球環境の問題が生じてきました。

羽村の砂利採取跡地への廃棄物の投棄問題は、昭和50年代に周辺住民及び羽村町、瑞穂町の両町が廃棄物の投棄差し止め訴訟を提起し、多くは和解に応じることとなりました。このような問題を受け「第二次長期総合計画」では「美しく魅力あふれる人間都市はむら」を掲げ、新たなまちづくりの方向性を示しました。

### 【平成以降】

国では、再生資源の利用の促進に関する法律などにより、廃棄物の抑制と循環型社会の形成など廃棄物問題の対策も進められました。公害防止から地球環境の保全という環境問題の変化を受け、平成5年には公害対策基本法に代わる、環境基本法が制定されました。これを受けて平成6年に最初の環境基本計画が策定され、包括的な環境問題への対応が進められました。

市では、平成2年に「羽村町美しいまちづくり基本条例」を制定し、物心両面にわたる美しいまちづくりを行う姿勢を明確にし、市民・事業者・市が一体となった取組を開始しました。

平成3年11月には市制を施行したことに伴い、公害関係事務が市に委任されたことを受け、市民の健康と安全を守ることを最重点として環境保全施策の一層強化を図り、環境保全施策の推進や市民・事業者との協働により、市内の大気汚染や水質汚濁は全般的に改善することができました。しかし、近年の生活様式の多様化によって、日常生活などにおける騒音、増加する廃棄物など、都市・生活型の環境問題や地球温暖化など地球規模での問題など、問題が複雑・多様化してきました。

平成13年には環境基本計画の策定と環境基本条例の制定により、環境問題の包括的かつ総合的な対策を推進しています。

平成14年10月には、ごみの「戸別収集・一部有料化」を導入し、その後も分別種類を追加し、現在では、17種類の分別収集を行い、ごみ減量と資源リサイクルに取り組んでいます。

平成25年には、小型家電リサイクル法が施行され、使用済小型家電のリサイクルを推進するため、羽村市役所などに専用の回収ボックスを設置し、家庭で不要になった携帯電話やデジタルカメラなどを無料で回収しています。

令和3年には、大気汚染防止法が一部改正され、建築物の解体工事等におけるアスベストの飛散を防止するため、アスベスト含有建材への規制対象の拡大、事前調査及び調査結果報告の義務など、アスベスト対策の一層の強化がされました。

近年、PFAS、プラスチック問題やフードロス問題など新たな環境問題への関心が高まっています。新たな環境問題に対しては、最新の科学的知見や関連情報の収集に努めるとともに、国際的ガイドライン、国及び都のガイドラインに沿って対応していくことが必要です。

## 循環型社会の実現に向けて

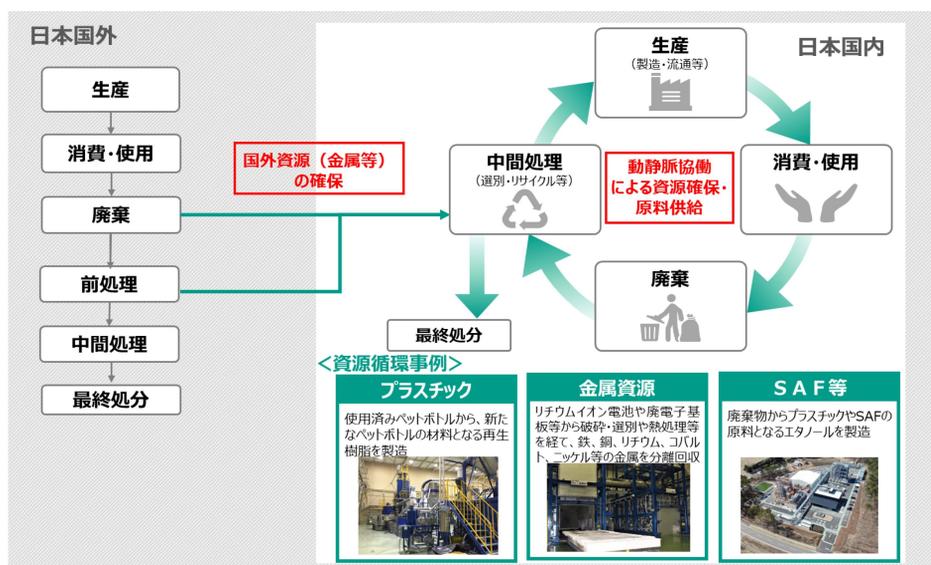
経済成長と人口増加に伴い、世界における資源消費量が増大しているため、天然資源の減少や廃棄物の増加などが懸念されています。このような現状から脱却し持続的に発展していくためには、3Rの適切な推進を図り「循環型社会」を形成していくことが求められます。

平成30（2018）年6月に、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上が掲げられ、重要な方向性としての七つの柱とそれぞれの実現に向けた施策が示されています。

令和3（2021）年策定の「地球温暖化対策計画」では、カーボンニュートラルの実現に向けて、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を加速するための工程表の検討を行うこととしていたため、令和4（2022）年9月に今後の方向性の部分を「循環経済工程表」として取りまとめています。「循環経済工程表」では、プラスチックにおいて、「プラスチック資源循環法」に基づき、3R+Renewableを推進することや、太陽光発電パネルのリユース・リサイクルを推進するための制度的対応を含めた検討、サステナブル・ファッションの実現に向けて、新たなビジネスモデルや環境配慮設計等の推進などが方向性として示されています。

さらに、次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた検討が進められており、令和6（2024）年6月の閣議決定を目指しています。

### 脱炭素製品に必要な資源の回収・リサイクルの促進



**脱炭素×産業競争力・経済安全保障の強化に貢献**

出典：循環経済工程表（中央環境審議会循環型社会部会）

## プラスチック資源循環

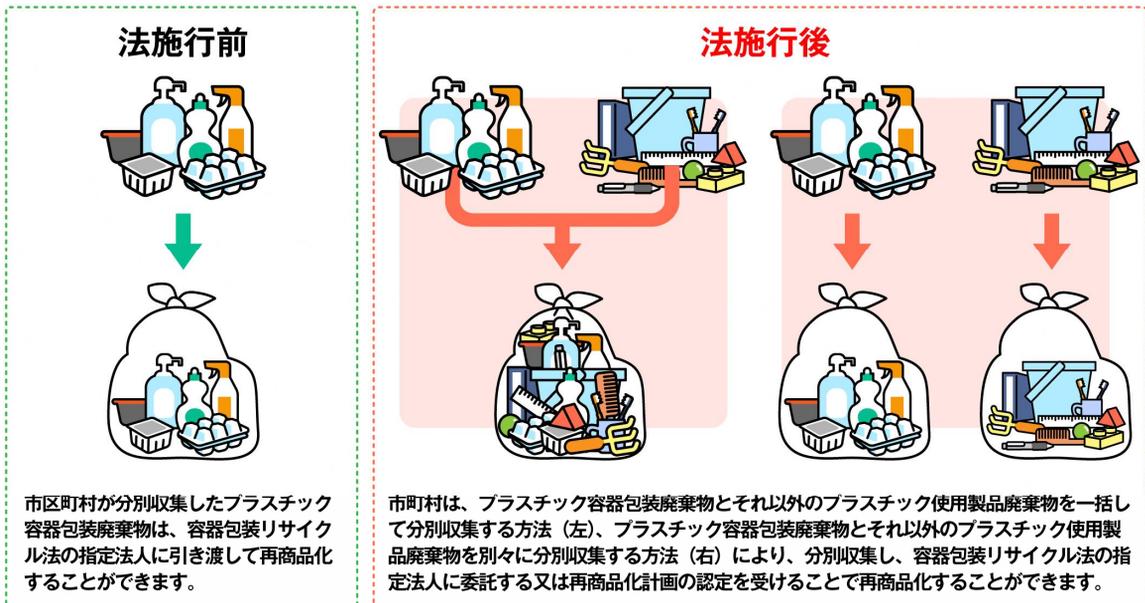
プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっています。

こうした背景から、国では、令和元（2019）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewableの基本原則と、六つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げました。

さらに、令和3（2021）年6月には、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチック資源循環の促進等に関する法律」が成立、令和4（2022）年4月に施行されました。

本制度により、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように住民に周知するよう、努めなければならないこととなっています。市区町村は、分別収集されたプラスチック使用製品廃棄物を、市区町村の状況に応じて、以下二つの方法で再商品化することが可能となります。

### 市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化



容器包装リサイクル法の指定法人へ引き渡すことで再商品化を実施

容器包装リサイクル法の指定法人へ委託することで再商品化を実施  
再商品化計画の認定を受けることで再商品化を実施

出典：環境省「プラスチック資源循環」ホームページ

## 東京都プラスチック削減プログラム

東京都は、令和元（2019）年に「ゼロエミッション東京戦略」の個別分野プログラムとして「プラスチック削減プログラム」を策定しました。2050年CO<sub>2</sub>実質ゼロ、海洋プラスチックゼロの持続可能なプラスチック利用を目指すことを目標とし、使い捨てを徹底的に見直し、リユースを基調とした社会とすることや、市区町村によるプラスチック製容器包装の分別収集拡大の促進等の施策を展開しています。

## 東京都食品ロス削減推進計画

東京都は、令和3（2021）年3月に「東京都食品ロス削減推進計画」を策定しました。2030年食品ロス半減、2050年食品ロス実質ゼロを目標に設定しており、多岐にわたる食品ロス対策を着実に進めるため、事業者、消費者、行政等が緊密に連携を図り一丸となって取組を推進する必要があることを明記しています。

### 東京都食品ロス削減推進計画の概要



出典：東京都食品ロス削減推進計画



### (3) 基本施策

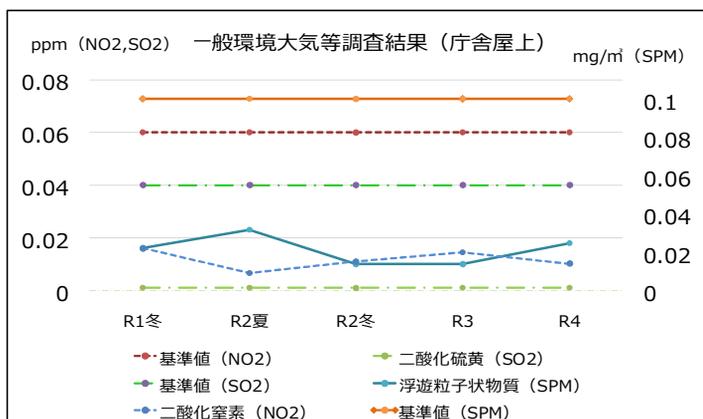
#### ① 地域環境の保全

##### I 目指す環境像

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動などの「典型7公害」のほかアスベストなど、多くの人や生物に影響を与え、地域環境の維持に支障のある問題を防止し、良好な地域環境を目指します。

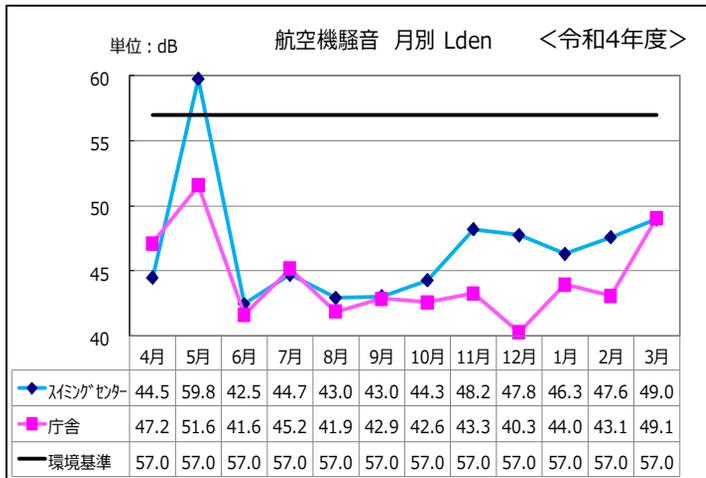
##### II 現状と課題

- 大気汚染や、水質汚濁などの「典型7公害」を防止するため、騒音規制法や振動規制法などの公害防止に関する法律や、都や市の公害防止に関する条例などに基づく監視・指導など、地域環境を保全する対策を市民・事業者・市が取り組むことにより、良好な地域環境を保全することができています。  
市が独自に実施している環境測定では、おおむね関係法令等に定める環境基準の値を超過する状況にありませんが、市民・事業者・市が関係法令等を遵守した取組を継続的に行うことが必要です。
- 日常生活に起因する騒音や悪臭などの問題は、完全になくすことはできません。毎年度、市に対して一定数の公害に関する苦情・相談があります。同じ住環境に住む中で、互いに助け合いと思いやりの精神を持ち、他人の立場に配慮した生活を心掛けることが必要です。
- 大気汚染防止法の一部改正により、建築物の解体工事等におけるアスベストの飛散を防止するため、アスベスト含有建材への規制対象の拡大、事前調査及び調査結果報告の義務など、アスベスト対策が一層強化されました。  
アスベストが飛散することに伴う健康被害を理解し、市民・事業者・市が関係法令等を遵守した取組を継続的に行うことが必要です。
- 近年、新たな環境問題として、PFASへの関心が高まっています。新たな環境問題に対しては、最新の科学的知見や関連情報の収集に努めるとともに、国際的ガイドライン、国及び都のガイドラインに沿って対応していくことが必要です。



二酸化窒素や二酸化硫黄は、燃料の燃焼等で発生し、人への主な影響は呼吸器疾患です。

浮遊粒子状物質は、ばい煙や排気ガス等で発生し、人への主な影響は呼吸器疾患です。



航空機騒音の状況を監視するため、年間を通し市役所庁舎屋上及びスイングセンター屋上において、騒音を測定しています。

Lden（エルデン）…航空機騒音が発生した時間帯ごとに重みづけを行って評価する時間帯補正等価騒音レベル。日本では、平成25年度から環境基準値として採用しています。

環境基準…57dB

### Ⅲ 主な取組

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 互いが譲り合い、思いやる気持ちをもって行動します。</li> <li>◇ 正確な情報の取得と発信に努めます。</li> <li>◇ 関係法令等を遵守するとともに、地域の環境を見守ります。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 互いが譲り合い、思いやる気持ちをもって事業活動を行います。</li> <li>◇ 正確な情報の取得と発信に努めます。</li> <li>◇ 関係法令等を遵守するとともに、地域の環境を見守ります。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 関係法令等の遵守の普及啓発を推進するとともに監視に努めます。</li> <li>◇ 正確な情報の取得と発信に努めます。</li> <li>◇ 新たな環境問題に対応するため、国や東京都等との連携に努めます。</li> </ul>

### Ⅳ 取組指標

指標名	現状（R4年度）	10年後の目標
①大気汚染	達成	達成
②水質汚濁	達成	達成
③土壌汚染	達成	達成
④騒音・振動	達成	達成
⑤航空機騒音	達成	達成

※ 達成とは、環境基準値内の数値であることをいいます。

※ 環境基準とは、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで、維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音などをどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標として定められています。

## ② 快適に過ごせる美しいまちづくり

### I 目指す環境像

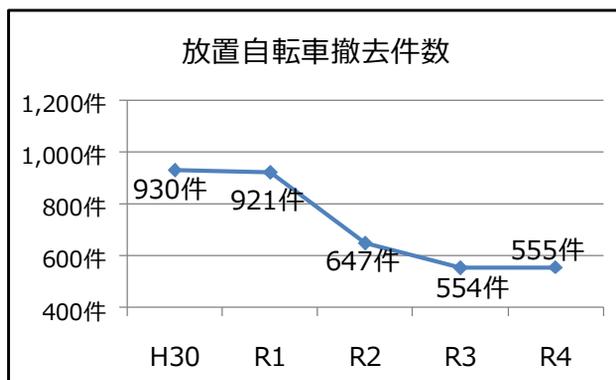
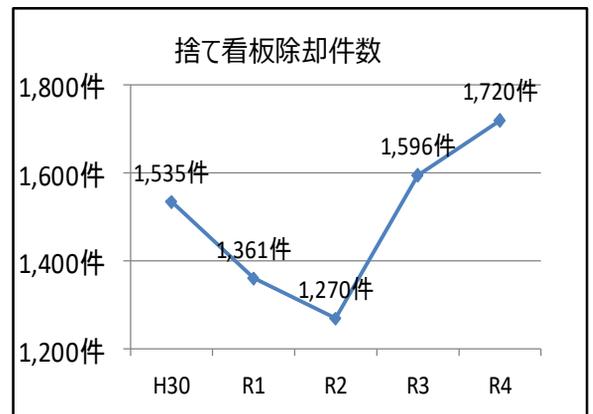
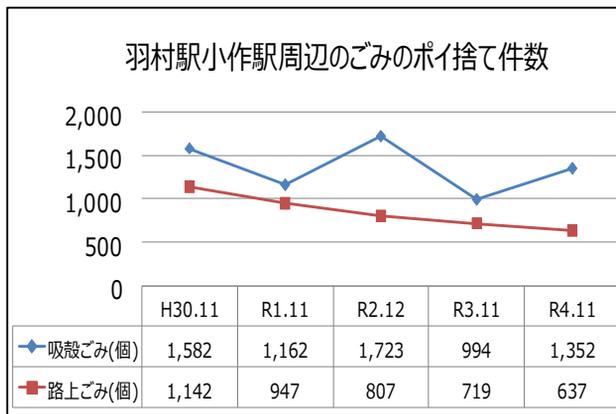
快適な環境を損なう行為を防止し、未来につなぐ美しいまちを目指します。

### II 現状と課題

- 市では、平成2年3月に「羽村市美しいまちづくり基本条例」を制定し、所有地の適正管理など、安全で快適な環境を損なう行為の対策を進め、平成3年3月には「羽村市自転車等の放置防止に関する条例」、平成15年12月には「羽村市捨て看板防止条例」、平成24年3月には「羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例」を制定し、自転車の放置、捨て看板の設置、ごみのポイ捨て、飼い犬のふんの放置などを規制するとともに、撤去等の施策を実施してきました。

これらの対策の推進により、快適な環境を損なう行為は、改善されてきていますが、依然としてごみのポイ捨てなどがあります。

快適に過ごせる美しいまちづくりは、各人のモラルの向上なくして達成できるものではありません。快適な環境を確保するため、モラルの向上やマナーアップに努めていくことが必要です。



市内の公園などに設置している看板



小作駅、羽村駅周辺の路上喫煙禁止地区等に設置している路面標示板とステッカー

### Ⅲ 主な取組

市民	◇ 関係法令等を遵守します。 ◇ 地域の人と協力して、快適に過ごせる美しいまちづくりに努めます。
事業者	◇ 関係法令等を遵守します。 ◇ 事業所等とその周囲について、快適に過ごせる美しいまちづくりに努めます。
市	◇ 関係法令等の普及に努めるとともに、適正に運用します。 ◇ 市民、事業者、近隣自治体と連携・協力して、啓発・防止・清掃活動を推進します。

### Ⅳ 取組指標

指標名	現状（R4年度）	10年後の目標
①ごみのポイ捨て件数	1,989件	現状以下
②捨て看板除却件数	1,720件	現状以下
③放置自転車撤去件数	555件	現状以下
④路上喫煙に関する苦情・相談件数	1件	現状以下

※ ごみのポイ捨て件数は、年1回調査を実施しています。

※ 捨て看板除却件数、放置自転車撤去件数及び路上喫煙に関する苦情・相談件数は、年間の件数です。



小作駅西口指定喫煙場所



小作駅東口指定喫煙場所

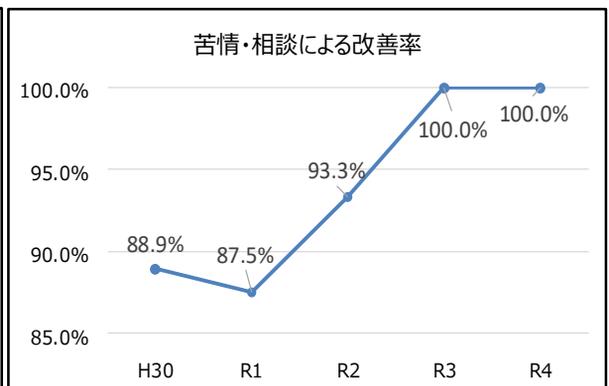
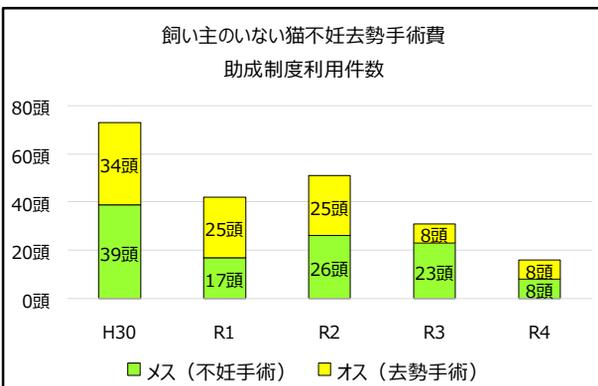
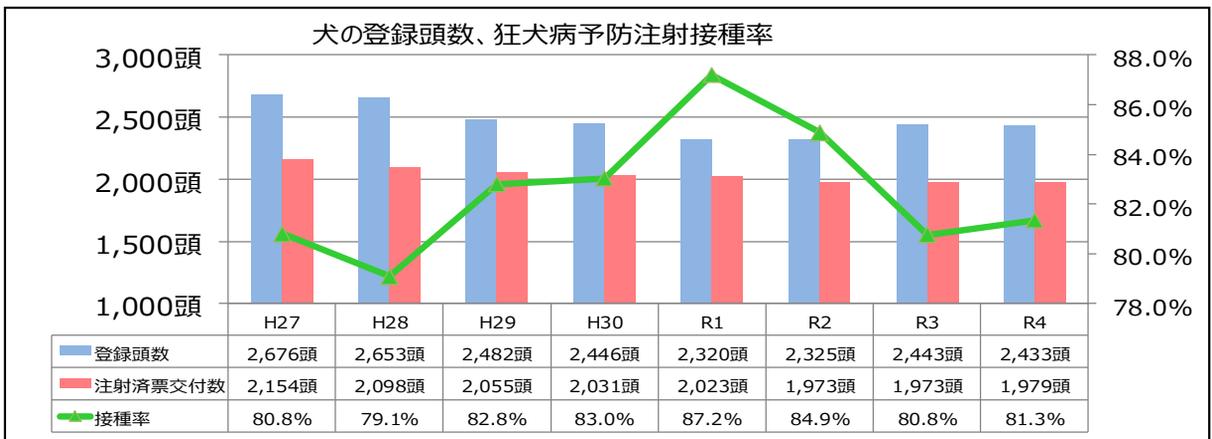
### ③ 愛護動物の適正飼養

#### I 目指す環境像

飼い主がルールやマナーを守り、適正に飼養し、愛護動物が周囲に迷惑をかけることなく、人と動物がともに生きていける社会を目指します。

#### II 現状と課題

- 動物を飼うことは、動物の命を預かることです。飼い主は、動物が健康で快適に暮らせるようにするとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。愛護動物の苦情・相談は、飼い犬のふんの放置や公園で引き綱を外すなどの飼い主の行動に関するものが多くあります。  
人と動物がともに生きていける社会の実現には、飼い主のモラルの向上が欠かせません。適正な動物飼養について、制度の認知度を向上させる必要があります。
- 犬については、狂犬病予防法により、犬の所在地の自治体への登録や年に一度の狂犬病予防注射などが義務付けられています。国内においては、狂犬病の発生はありませんが、日本の周辺国を含む多くの国では、依然として発生しています。日本は常に狂犬病の侵入の脅威にさらされていることから、万が一の侵入に備え、狂犬病の予防に対する取組が必要です。



Ⅲ 主な取組

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 関係法令等を遵守します。</li> <li>◇ 飼養者と非飼養者は、相互に支援し合って、不適正な飼養を防止するとともに、互いが譲り合い、思いやる気持ちをもって適正な飼養を行う環境づくりに努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 関係法令等を遵守します。</li> <li>◇ 事業所等とその周囲について、快適に過ごせる美しいまちづくりに努めます。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 関係法令等の普及に努めるとともに、適正に運用します。</li> <li>◇ 市民及び事業者、近隣自治体と連携・協力して、啓発・防止・清掃活動を推進します。</li> </ul>

Ⅳ 取組指標

指標名	現状 (R4年度)	10年後の目標
①狂犬病予防注射接種率	81.3%	現状以上
②飼い主のいない猫不妊去勢手術助成件数	16頭	現状以下
③ペットを起因とする苦情・相談件数	4件	現状以下

※ 狂犬病予防注射接種率は、「登録頭数」を分母、「注射済頭数」を分子として計算しています。

※ 飼い主のいない猫不妊去勢手術助成件数を現状以下にする目標は、助成の対象となる事案の件数を減らしていくことを目指す方向性と考えています。

**コラム**≫ 狂犬病

狂犬病は昔の感染症ではなく、今でも世界で毎年6万人近くの方が亡くなっています。特にアジア地域で多く、アメリカ、ヨーロッパ地域でも発生しています。日本国内では、人は昭和31年、動物では昭和32年を最後に発生がありません。しかし、国境を越えた人や物の流通が盛んな現代では、万一の侵入に備えた対策が重要となっています。

狂犬病という名前から、犬しか感染しないと思われがちですが、狂犬病は犬だけでなく、人を含め全ての哺乳類に感染する恐れがあります。

狂犬病は一旦発症すれば効果的な治療法はなく、ほぼ100%の方が亡くなります。昭和32年以降、日本国内では狂犬病輸入症例として、昭和45年に1例、平成18年に2例、令和2年に1例確認されています。



狂犬病を発症した犬

## ④ 資源循環型社会の実現

### I 目指す環境像

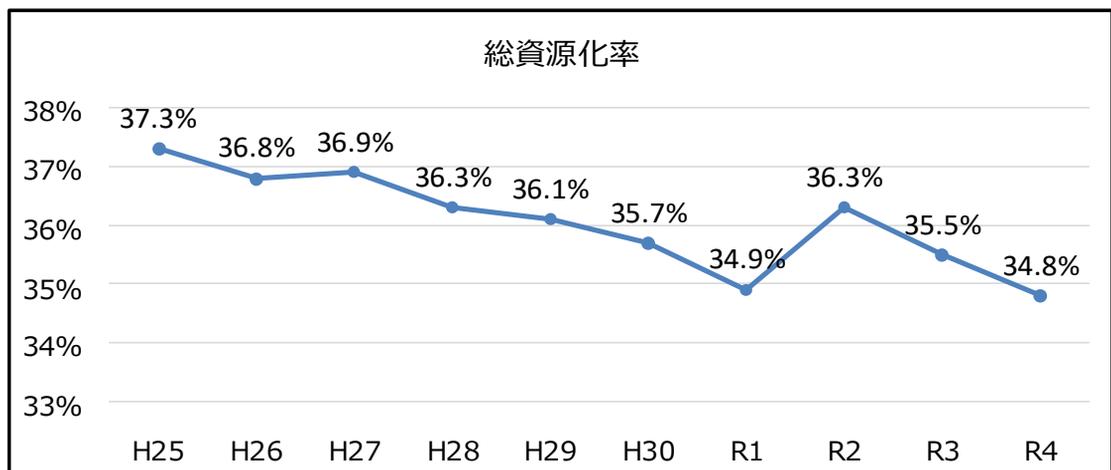
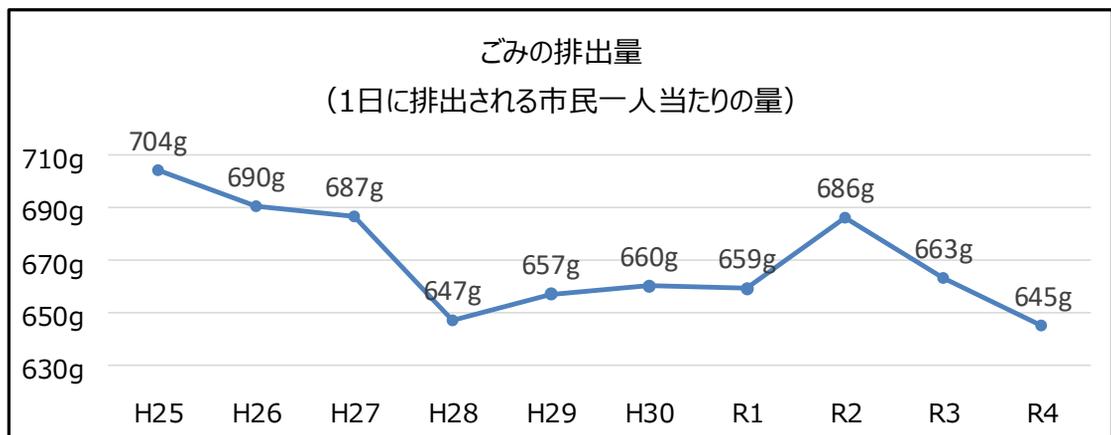
3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、ごみが少なく、資源を有効に利用し、資源が循環するまちを目指します。

### II 現状と課題

- 市では、平成14年10月にごみの戸別収集・一部有料化を導入し、排出者の責任を明確にしたことで、家庭ごみの減量が進みました。近年の環境意識の向上により、市民のごみの分別や減量についての意識も高まっています。

「脱炭素社会」、「資源循環型社会」の構築には、ごみの発生及び排出を抑制し、資源化を推進していく必要があります。

- 近年では、食品ロスやプラスチックごみの削減など新たな環境問題への対応が課題となっています。これまで取り組んできたごみの分別回収や再資源化などをより一層強化し、ごみの発生及び排出抑制・資源化施策を更に推進していく必要があります。



### Ⅲ 主な取組

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 3Rを主体的に進め、分別を徹底し、ごみの抑制と資源化に努めます。</li> <li>◇ 積極的にグリーン購入に取り組みます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 3Rを主体的に進め、分別を徹底し、ごみの抑制と資源化に努めます。</li> <li>◇ 積極的にグリーン購入に取り組みます。</li> <li>◇ グリーン購入法に適合する製品の製造・販売に努めます。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 3Rの普及促進を図ります。</li> <li>◇ 積極的にグリーン購入に取り組みます。</li> <li>◇ グリーン購入の普及に努めます。</li> </ul>

### Ⅳ 取組指標

指標名	現状 (R4年度)	10年後の目標
①ごみの排出量	645g	現状以下
②事業系一般廃棄物排出量	2,556t	現状以下
③容器包装プラスチック排出量	674t	現状以下
④総資源化率	34.8%	現状以上

- ※ ごみの排出量は、1日に排出される市民一人当たりの廃棄物のことです。
- ※ 事業系一般廃棄物排出量は、1年間で排出される事業系一般廃棄物のことです。
- ※ 容器包装プラスチック排出量は、1年間で排出される容器包装プラスチックのものです。
- ※ 総資源化率は、排出されるごみに対して、総資源化量がどの程度であることを示す数値のことです。

### コラム≫エコセメント

東京たま広域資源循環組合では、搬入された焼却灰等は、乾燥、粉碎等の前処理を行い、石灰石等を添加し、エコセメントの原料として調合します。調合された原料は、焼成して石こう等を加えて粉碎し、エコセメントができあがります。

このエコセメント事業によって、埋め立てられる廃棄物の量を大幅に減少させ、二ツ塚処分場の有効活用と、より安全な埋立対策の推進を図るとともに、多摩地域のリサイクルの一層の推進と資源循環型社会の構築に貢献しています。



東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設の全景

## 基本目標 2 自然環境分野

### (1) 基本目標

～人と自然と生物が調和する、うるおいのまち～

先人から受け継いだみどり、多摩川や多様な生物が共生する生態系を守るとともに、新たなみどりを育み、人と自然と生物が調和しながらめぐる、うるおいあるまちを創ります。

### (2) 自然環境分野における環境情勢

市内は、都市化が進んでいるものの、河岸段丘の崖線沿いの樹林地・湧水のほか、多摩川や玉川上水周辺のみどり、寺社境内地の樹木や浅間岳の雑木林、農地が残っていると同時に、公園や街路樹等が整備され、人の暮らしとの関わりの中で自然環境と生態系が成立しています。

市内のみどりの特長としては、かつて農業などにより人の手に加えられた雑木林などの二次的自然と、まちづくりの中で新たに造られたみどりがあり、地域の人々が生活を営む中で維持されてきました。

市内の羽加美四丁目、羽中四丁目には、崖線樹林地とともに、田園のみどりが広がり、春にはチューリップ、踊子草や田植え、夏には大賀ハスや緑豊かな稲、秋には黄金色の稲穂や稲刈りの風景が見られ、多摩川や羽用水と一体となった空間は、伝統的な農のある風景や、豊かな生物相を支える環境を形成し、市民の憩いとやすらぎの空間になっています。

### 公園・緑地

市内の代表的な公園は、近隣公園としては、富士見公園、武蔵野公園、あさひ公園があり、緑地公園としては、小作緑地公園、グリーントリム公園、羽加美緑地公園があります。富士見公園、武蔵野公園、あさひ公園は昭和40年代に開園し、当時植えた樹木も大木となり、夏には市民が安らげる日陰を作っています。また、緑地公園としては、小作緑地公園、グリーントリム公園、羽加美緑地公園があり、市内のみどりを代表する崖線樹林地の公園となっています。

動物公園内には、武蔵野の面影をとどめる自然林があり、市内の貴重なみどりを形成しています。

ほかにも、街区公園として多くの公園があり、園児の散歩コースや小学生の遊び場、大人の運動・軽スポーツなど、広く市民に親しまれています。

市内の代表的な樹林地に、羽村市の緑の骨格ともいえる多摩川由来の崖線樹林地があります。また、多摩川右岸には、森林法における森林など、貴重なみどりが多く残されています。

## 湧水

市内には、崖線樹林地沿いにわずかながら湧水が残っており、常時湧き出ている場所もあれば、雨が續くと湧き出る場所もあります。昔は、地域の貴重な水源としても使われており、河岸段丘がある羽村市ならではの自然環境ともいえます。

## 多摩川

市内の西側には多摩川が流れ、周辺の水田地域、羽村草花丘陵自然公園、玉川上水などと調和し、美しい自然環境を生み出しているとともに、野鳥や動植物、魚類や水生生物が多数生息しています。

## 生物多様性

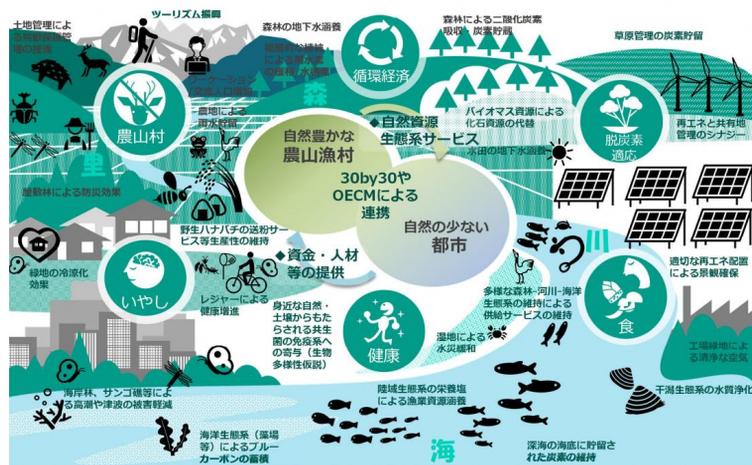
令和4（2022）年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」を踏まえ、令和5（2023）年3月に「生物多様性国家戦略2023－2030」が閣議決定されました。

この戦略では、生物多様性分野において新たに目指すべき目標として、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め反転させる「2030年ネイチャーポジティブ」を掲げ、その実現のためのロードマップとして策定されました。

「2030年ネイチャーポジティブ」を達成するために、令和12（2030）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」を含め、自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と実行していくための五つの基本戦略を示しています。その中で、基本戦略ごとの状態目標・行動目標を設定、その具体的施策や進捗評価のための指標群を設定しています。

「30by30目標」達成に向けて、地方公共団体には、保護地域の拡張や管理の質の向上、OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）として整理された地域の適切な管理が求められています。

### 30by30実現後の地域イメージ



出典：第五次環境基本計画

## 外来生物法

令和5（2023）年4月に『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律』（以下「外来生物法」という）の一部改正法が施行されました。外来生物法は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。

この改正では、外来生物対策を一層強化・推進し、安全・安心な国民生活と生態系保全等を推進するため、「国内への侵入防止のために緊急に対処が必要な外来生物（ヒアリ類を指定）の対策のための検査体制等の強化」、「既に広く飼育され、野外の個体数も多い外来生物（アメリカザリガニやアカミミガメの指定）に対応する規定の整備」、「国と地方公共団体による防除の円滑化による防除体制の強化等」の取組を掲げています。

また、本制度では、「各主体による防除の円滑化のため責務規定を新設」、「被害の発生状況等の実情に応じた、我が国に定着した特定外来生物の被害防止」を都道府県の責務としています。

さらに、防除規定を見直し、都道府県による防除について、「必要があると認めるときは単独で又は共同して防除を行うものとする」、「防除を行うときは国の確認手続を不要とし、独自に防除の内容等を公示すること」により、外来生物法に基づく防除として実施可能とすることとされています。

### アカミミガメ・アメリカザリガニの規制の概要



出典：アカミミガメ、アメリカザリガニの規制の概要（環境省 自然環境局）

## 東京都生物多様性地域戦略

東京都は、令和4（2022）年12月に、生物多様性基本法に基づく地域戦略である「東京都生物多様性地域戦略」を策定しました。

この戦略では、2050年の東京の将来像が示され、その基本理念として、「自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す」ことが定められています。また、この将来像を実現するために、「自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる＝ネイチャーポジティブの実現」を2030年目標に掲げ、目標実現に向けた三つの基本戦略を設定し、それぞれに行動目標、行動指針を示しています。

### 生態系サービスごとの東京の将来像



### 2030年目標の実現に向けた三つの基本戦略

I 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

II 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす

III 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

出典：東京都生物多様性地域戦略

### (3) 基本施策

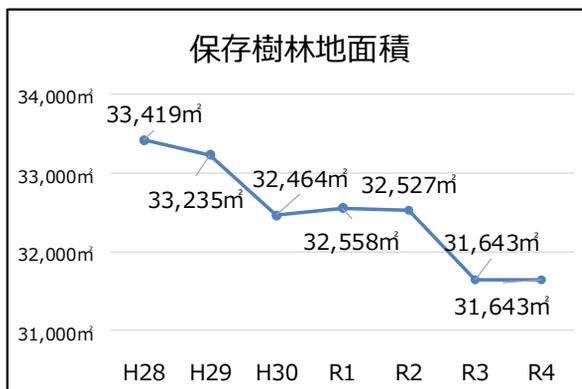
#### ① みどりの保全と創出

##### I 目指す環境像

羽村のみどりの骨格である崖線樹林地、羽村草花丘陵自然公園に残る森林、歴史ある樹木など既存のみどりを保全するとともに、屋上、駐車場や庭などの都市空間に新たなみどりを創出し、みどりあふれるまちを目指します。

##### II 現状と課題

- 市内には、多摩川由来の崖線樹林地など、歴史あるみどりが多く残されており、湧水や生物などの自然資源が多く存在しています。みどりを保全する重要性に関する啓発、地域や市民団体等と連携した樹林地管理活動などを実施し、みどりの保全に努めてきました。市内のみどりの面積は、樹木の老化や都市化などの様々な要因により減少傾向にあるため、みどりを保全し、適切に維持管理していくことが必要です。
- 建物の屋上緑化、壁面緑化や庭木緑化により、まちなかに新たなみどりを創出してきています。みどりあふれるまちなみをつくるため、都市の環境・まちなみに調和した、新たなみどりを創出していくことが必要です。
- まちなかのみどりを構成する要素には、農地や田園もあります。近年、都市化の進行、農業従事者の高齢化、相続による土地の売却などにより、農地面積が減少しています。  
農地や田園を保全するには、地域に根差した農業を充実させることが必要です。



※ 保存樹林地とは、羽村市樹林地及び樹木の保存に関する条例に基づき指定した樹林地のことをいいます。

<東京都指定天然記念物>



羽村橋のケヤキ



阿蘇神社のシイ

Ⅲ 主な取組

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 事業者や市と協力して、みどりの保全に努めます。</li> <li>◇ 既存のみどりの状況の把握に努めます。</li> <li>◇ まちなみと自らのライフスタイルにあった緑化に取り組みます。</li> <li>◇ 農産物の地産地消や援農に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 建設、開発行為等の際には、みどりの保全に努めます。</li> <li>◇ 開発行為等の際は、まちなみにあった緑化に努めます。</li> <li>◇ 羽村産の農産物の消費、仕入れと利用、販売に努めます。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市民及び事業者、国や東京都等の多様な主体と連携・協力してみどりの保全に努めます。</li> <li>◇ まちなみにあった緑化に取り組みます。</li> <li>◇ 新たなみどりの創出について支援します。</li> <li>◇ みどりの保全を推進するため、国等の関係機関へ働きかけを行います。</li> </ul>

Ⅳ 取組指標

指標名	現状 (R4年度)	10年後の目標
①保存樹林地面積	31,643㎡	現状維持
②みどり率	29.1% (H30年度)	現状維持
③歴史ある樹木	24本	現状維持
④生産緑地面積	30.0ha	現状維持

※ みどり率とは、緑が地表を覆う部分に公園区域・水面を加えた面積が、地域全体に占める割合のことをいいます。

※ 歴史ある樹木とは、羽村市樹林地及び樹木の保存に関する条例に基づき指定した樹木（保存樹木といいます）と、東京都が指定している天然記念物のことをいいます。

コラム≫市内の「森林」

市内の多摩川右岸には、あきる野市などに隣接し、標高200m前後の穏やかな丘陵が広がっています。このエリアは、浅間岳、浅間山、むこう山、丸山など、地域によって様々な呼び方があります。また、この中には森林法に基づく森林（5.06ha）があります。

この森林は、都立羽村草花丘陵自然公園内にあり、年間を通して多くの方がレクリエーションを目的として訪れます。特に、桜の花が咲く季節や紅葉の季節には、丘陵ならではの美しい姿を見ることができます。



浅間岳山頂付近から市内を望む

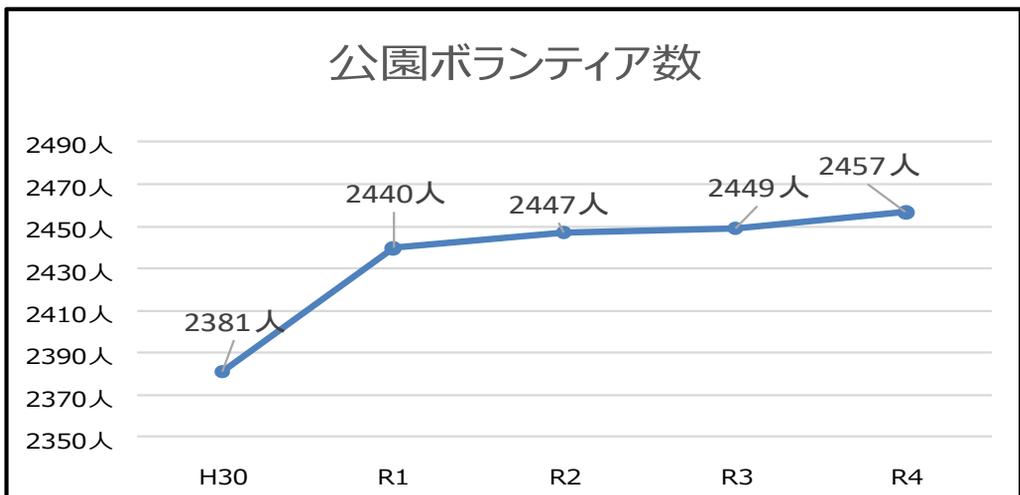
## ② 地域に親しまれる公園・緑地の整備

### I 目指す環境像

みどりを守るため、地域とともに公園・緑地のみどりを保全し、地域に親しまれる公園を目指します。

### II 現状と課題

- 公園は、市民の憩いの場やみどりの保全の場などとして、多面的な機能をもっています。誰もが気軽に利用できる地域の特性にあった、みどり豊かな公園を整備するため、市民・事業者・市は、連携・協力して公園整備に取り組む必要があります。
- 緑地は、貴重なみどりを残すとともに、多様な生物や植物などが生息する生態系を守っています。近年は都市化が進み、緑地と住宅とが隣接する地域では、枝の越境や落ち葉に対する相談事も増えています。人と自然とが共生するためには、緑地の特性を理解していく必要があります。



インクルーシブ遊具を設置した江戸街道公園



崖線樹林地にある小作緑地公園

Ⅲ 主な取組

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 公園の清掃や草花の植栽など、公園の整備に協力します。</li> <li>◇ 他の利用者に迷惑をかけないように適正に公園を利用します。</li> <li>◇ 緑地を保全する活動や事業へ参加します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 公園の清掃や草花の植栽など、公園の整備について協力します。</li> <li>◇ 緑地の維持・保全や支援に努めます。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 地域の住民が身近に利用できるみどり豊かな公園の整備・改修を進めます。</li> <li>◇ 地域や公園ボランティアによる自主的な活動を支援します。</li> <li>◇ 多様な主体と連携、協力して、潤いのある緑地を保全します。</li> <li>◇ 支援や公有地化によって緑地の保全に努めます。</li> </ul>

Ⅳ 取組指標

指標名	現状 (R4年度)	10年後の目標
①公園の市民満足度	72.3% (R2年度)	現状以上
②公園ボランティア数	2,457人	現状以上

※ 市民満足度は、市政世論調査において把握します。現状の数値は、令和2年度に実施した市政世論調査の数値です。

コラム≫ 崖線樹林地

市内の地形の特徴として、多摩川由来の河岸段丘があげられます。長い年月をかけて川が大地を削り、特徴的な地形を形作っています。

この河岸段丘の崖地のことを、崖線（がいせん）と呼び、この地域では、“はけ”とも呼んでいます。崖線には貴重な緑が多く残され、羽村市の緑の骨格ともいえる代表的な樹林地を形作っています。

この崖線緑地を将来に渡り維持保全していくため、市内ボランティア団体とともに、維持保全活動に取り組んでいます。



羽加美緑地公園



グリーントリム公園

羽加美緑地公園やグリーントリム公園は、崖線樹林地を生かした公園です。

豊かな自然環境が残されています。

### ③ 適正な水の循環・河川の保全

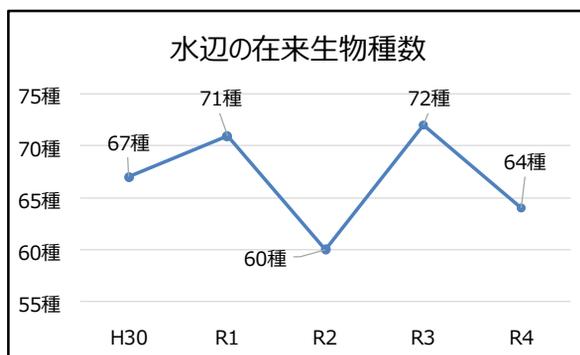
#### I 目指す環境像

崖線に水が湧出し、野鳥や動植物、魚類や水生生物が生息する美しい多摩川の水質維持と向上に取り組み、良好な河川環境を保全するまちを目指します。

#### II 現状と課題

- 都市化が進み、地表が人工物で覆われ雨水がしみこみにくくなると、地下への雨水浸透量が減少し、地下水が涵養されにくくなります。雨水浸透施設の設置や透水性を確保した舗装を活用する等、地中へ雨水を浸透させていく取組が必要です。
- 市内を流れる多摩川は、多様な主体との連携・協力により、河川を保全し、不法投棄等の少ない良好な環境を維持してきました。多摩川や羽村草花丘陵の自然とのふれあいや、水辺観察会や自然観察会などのイベントを通して、自然の中で遊ぶ楽しさを知り、自然を大切に作る心を育むことが必要です。

※「適正な水の循環」とは、海水が蒸発し、雲となり、雨が降り、川や地下を流れ再び海へ戻ることをいいます。



ヤマメ



カジカ



ウグイ

### Ⅲ 主な取組

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 雨水浸透施設の設置に努めます。</li> <li>◇ 所有、管理する土地について透水性を高めることに努めます。</li> <li>◇ 自然とふれあうイベントを通して、河川の保全に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 雨水浸透施設の設置に努めます。</li> <li>◇ 事業所等の透水性路面の導入に努めます。</li> <li>◇ 自然とふれあうイベントを通して、河川の保全に努めます。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 雨水浸透施設の設置を支援します。</li> <li>◇ 道路等の透水性舗装を推進します。</li> <li>◇ 多摩川流域の多様な主体と連携・協力し、多摩川の水質及び河川環境の保全を推進します。</li> </ul>

### Ⅳ 取組指標

指標名	現状 (R4年度)	10年後の目標
①水質汚濁	達成	達成 <都市環境分野基本施策①の再掲>
②水辺の在来生物種数	64種	現状以上

※ 水辺の在来生物種数とは、毎年多摩川で実施している「水生生物調査」において採取した生物種数のことをいいます。

#### コラム≫湧水

市内には、崖線緑地から湧き出てきた湧水が数か所残されています。昔から貴重な地域の水源として活用されてきましたが、都市化が進み、近年では、湧水量が少なくなっています。

現在、東京都の湧水マップには市内で6か所掲載されていて、その多くは、崖線緑地沿いにあります。市内の地形の特徴でもある崖線緑地を歩いてみると、新たな湧水を発見できるかもしれません。



馬の水飲み場（羽東二丁目寺坂付近）  
昔、荷車を引きながら寺坂を登る馬のために、湧水を利用した水飲み場を作りました。

## ④ 生物多様性の確保

### I 目指す環境像

自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かなまちを目指します。

### II 現状と課題

- 市内には、羽村草花丘陵、多摩川、羽用水、田園、緑地などがあり、豊かな生物相を呈していますが、都市化とともに緑地は減少しており、これに比例して生物相も限定的なものになっています。良好な環境を確保していく中で、地域の特性にあった多様な生物が共生できる環境を確保し、生態系の多様性を確保していくことが必要です。
- 地域の在来生物は、地域特有の食べ物などに関係しており、害虫やそれらを食べる鳥、受粉を助ける昆虫、土壌中の微生物などがつながりをもって恵みをもたらしてくれます。  
昔から在来している生物も多く存在していますが、都市化や緑地の減少などにより、在来生物の種類も減少する可能性があるため、今後も在来生物を保全することが必要です。
- 生物の多様性を脅かす侵略的外来種は「捕食性・順応性・繁殖力」が高いことから、在来生物を駆逐し、生態系に大きな影響を与える可能性があります。今のところ生態系への大きな影響は確認されていません。引き続き、外来生物種等の把握や特定外来生物の防除に努めることが必要です。

#### <市内の希少植物>



キンラン



バイカモ



カワラノギク

Ⅲ 主な取組

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 自らの生活環境にあった、多様な生物が共生できる環境の確保に努めます。</li> <li>◇ 在来生物と外来生物の違いを認識し、適正な在来生物の生息環境の確保に努めます。</li> <li>◇ 外来種被害予防三原則を徹底します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 生態系への負荷の少ない事業活動に努めます。</li> <li>◇ 市民や市と連携・協力して、在来生物の保全活動を支援します。</li> <li>◇ 外来種被害予防三原則を徹底します。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 地域の特性にあった、多様な生物が共生できる環境の確保に努めます。</li> <li>◇ 在来生物の生息状況の把握に努め、多様な主体と連携し、協力して、在来生物の保全を推進します。</li> <li>◇ 市民及び事業者と連携・協力して、特定外来生物の防除に努めます。</li> </ul>

Ⅳ 取組指標

指標名	現状（R4年度）	10年後の目標
①水辺の在来生物種数	64種	現状以上 ＜自然環境分野基本施策③の再掲＞
②外来生物に関する苦情・相談件数	19件	現状以下

＜市内の特定外来生物＞



アライグマ



クビアカツヤカミキリ

※ 特定外来生物とは、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されています。

コラム≫生息する希少な植物

「新版 はむらの植物ガイド（平成20年発行）」によると、市内では853種の植物を確認しています。その中には、環境省レッドリスト（環境省2018年）や東京都レッドデータブック2023（東京都2023年）に、絶滅の恐れのある種として掲載されている植物（カワラノギク、キンラン、ギンランなど）もあります。

## 基本目標3 地球環境分野

### (1) 基本目標

#### ～ゼロエミッションの地球にやさしいまち～

再生可能エネルギーを利用したエネルギーの地産地消を推進し、二酸化炭素の排出を削減することなど、脱炭素社会の実現を目指す、地球にやさしいまちを創ります。

### (2) 地球環境分野における環境情勢

#### ① 世界の動向

地球温暖化に伴う気候変動は、異常気象の頻発、食料生産の困難、飲料水の枯渇、海面上昇による居住地の喪失などを引き起こす、最も深刻な環境問題です。温暖化の主な要因は、人類が消費する大量の化石燃料に起因する、CO<sub>2</sub>をはじめとした温室効果ガスの増加であることが、ほぼ特定されています。

#### パリ協定

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、平成25（2013）年から平成26（2014）年にかけて第5次評価報告書を公表し、気候変動の科学的知見から温暖化について「疑う余地がない」ことを公表しました。こうした科学的根拠から、京都議定書に代わる、令和2（2020）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組として、平成27（2015）年11月～12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で、「パリ協定」が採択され、「産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を目的に、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロとする方向が打ち出されました。

#### G7気候・エネルギー・環境大臣会合

令和5（2023）年4月に札幌市において、G7気候・エネルギー・環境大臣会合が開催されました。ロシアのウクライナへの侵攻により、経済及び社会の混乱、健康への脅威及び環境破壊を悪化させている未曾有の規模の世界的なエネルギー危機に直面していることから、ウクライナのエネルギー・環境インフラの修復・復元を引き続き支援し、ウクライナにおけるクリーンで強靱なエネルギーインフラの構築に対する強い支持が強調されました。また、現在の世界的なエネルギー危機と経済の混乱を認識しつつ、令和32（2050）年までに温室効果ガスのネット・ゼロ排出に向けてクリーンエネルギーへの移行を加速させるというコミットメントが再確認され、この決定的に重要な10年間において、即時、短期・中期の行動を実施するというコミットメントが強調されました。

## IPCC第6次評価報告書

令和5（2023）年3月に政府間パネル（IPCC）第58回総会がインターラーケン（スイス連邦）で開催され、平成26（2014）年の第5次評価報告書統合報告書以来9年ぶりとなる、IPCC第6次評価報告書統合報告書が採択されました。

本報告書では、まず、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がないとしています。また、1850年から1900年を基準とした世界の平均気温は、平成23（2011）年から令和2（2020）年に1.1℃の温暖化に達したことや、令和3（2021）年10月までに発表された「国が決定する貢献（NDC）」によって示唆される、令和12（2030）年の世界全体の温室効果ガス排出量は、温暖化が21世紀の間に1.5℃を超える可能性が高く、温暖化を2℃より低く抑えることが更に困難になる可能性が高いことが報告されています。さらに、温暖化を1.5℃又は2℃に抑えるには、この10年間に全ての部門において急速かつ大幅で、ほとんどの場合即時の温室効果ガスの排出削減が必要であると予測し、この10年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響をもつことを報告しています。

そのため、国民一人ひとりのライフスタイルの変革や、脱炭素先行地域の創出等、更なる取組を進めていくことが急務となっています。

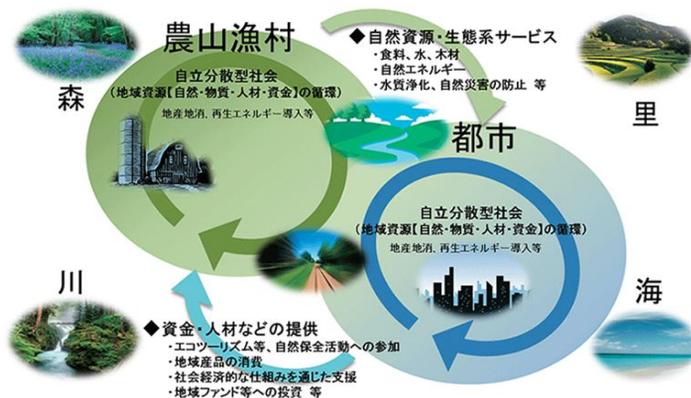
## ② 国の動向

### 第五次環境基本計画

平成30（2018）年4月に、「第五次環境基本計画」が閣議決定されました。本計画は、「SDGs」、「パリ協定」の採択後に初めて策定された環境基本計画です。

本計画では、SDGsの考え方も活用して分野横断的な六つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現していくこととしています。その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を示し、地域ごとに自立・分散型の社会を形成し、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う取組みを推進していくとしています。

#### 地域循環共生圏のイメージ



出典：第五次環境基本計画

## 第六次環境基本計画策定に向けて

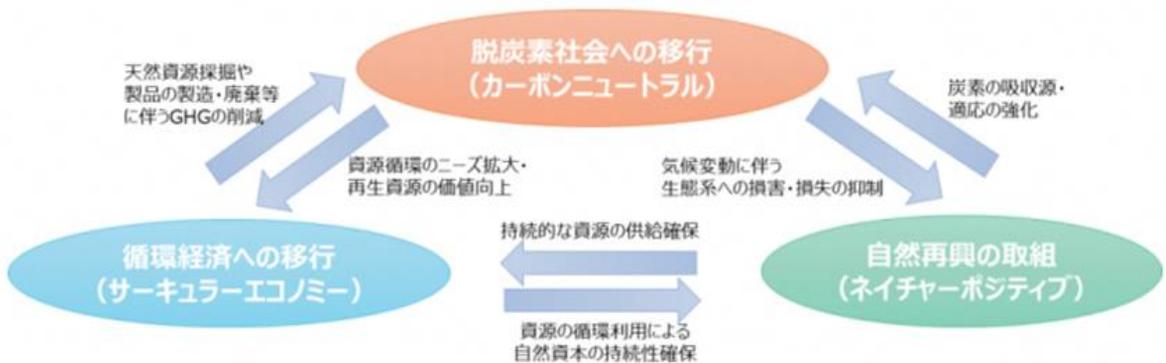
第五次環境基本計画は、策定後5年程度が経過した時点を目途に計画内容の見直しを行うこととしており、第六次環境基本計画の策定のため「第六次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会」が開催されています。

本検討会では、まず、気候変動への対応は、この10年が決定的に重要であり「勝負の10年」であることが強調されました。国でこの「勝負の10年」において「何を実現すべきか」から「どう実現すべきか」に速やかにフェーズを移し、迅速かつ積極的に取り組む必要があるとの意見があげられました。また、生物多様性においては、生態系サービスは世界的に劣化していること、特に、種の絶滅速度が過去1000万年間の平均の少なくとも数十倍から数百倍で、さらに加速し、絶滅速度は過去100年間で急上昇していることが課題としてあげられており、令和5（2023）年3月に策定された「生物多様性国家戦略2023-2030」を推進していくことが強調されています。更に、循環経済（サーキュラーエコノミー）と海洋プラスチック問題に関する問題も強調されています。

次期計画の考え方として、環境政策の目指すところが環境保全とWell-being（ウェルビーイング）であることや、気候変動、資源循環、生物多様性の間には様々な関係性があり、相乗効果が出るよう統合的に推進することが、それぞれの政策目的を最大化する上でも重要であることなどがあげられています。

本検討会と同時に、幅広い観点から有識者の意見を伺うことを目的として、国民のWell-being及び生活の質の向上を上位の目的にした「新たな成長」の概念整理を行うとともに、環境政策によるWell-being、生活の質の向上に向けた具体的な方向性を検討し、それに即した地方再生や国際戦略を検討することにより、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」について検討を行うための「第六次環境基本計画に向けた将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」に関する検討会」も開催されています。

### 気候変動、資源循環、生物多様性の関係性



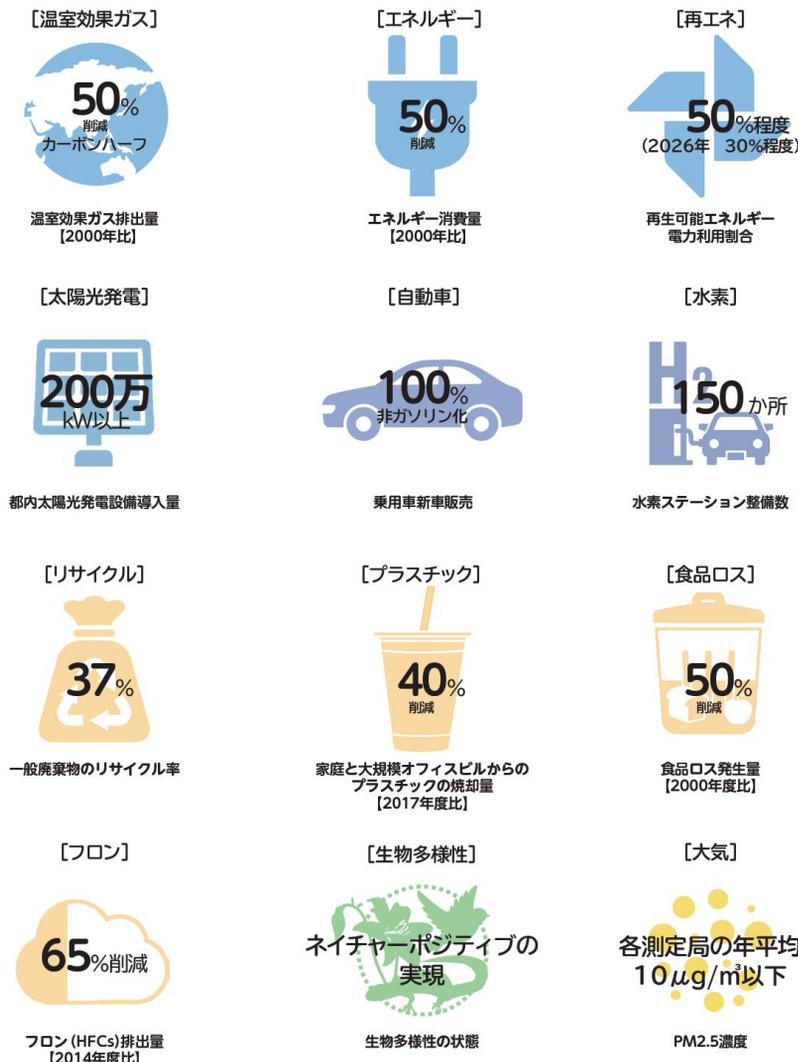
出典：第六次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会取りまとめ（環境省）

③ 東京都の動向

東京都環境基本計画2022

東京都は、令和4（2022）年9月に、「東京都環境基本計画2022」を策定しました。本計画は、「成長」と「成熟」が両立した、「持続可能で、安全・安心、快適な 未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」を目指していくこととし、主な2030年目標を掲げています。また、目指す都市の姿を実現するため、3+1の「戦略」として、脱炭素化、生物多様性、良質な都市環境など持続可能な都市の実現に向けた取組である戦略に加え、直面するエネルギー危機に迅速・的確に対応するための取組を展開し、気候変動・エネルギー、自然、大気等の各分野の環境課題を包括的に解決していくこととしています。

環境基本計画で掲げる主な2030年目標



出典 東京都環境基本計画2022

## ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report

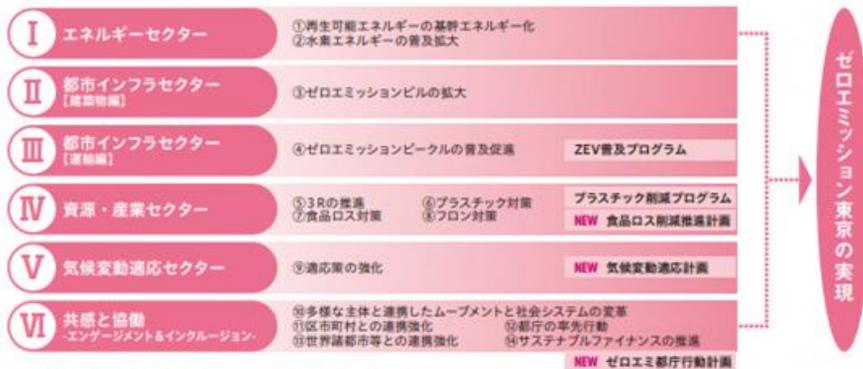
東京都は、令和元（2019）年5月に開催されたU20東京メイヤーズ・サミットで、平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年にCO<sub>2</sub>排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。

「ゼロエミッション東京」を実現するためのビジョンである「ゼロエミッション東京戦略」を令和元（2019）年12月に策定し、令和3（2021）年3月には気候危機の深刻化を受け、「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」を公表しました。

「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」では、2030年までに温室効果ガス排出量を半減する「2030・カーボンハーフスタイル」を提起するとともに、令和元（2019）年12月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」で掲げた6分野14政策においてロードマップをアップデートし、26の社会変革に向けたビジョン（2030・カーボンハーフスタイル）、その実現に向けた36のアプローチ、直ちに加速・強化する94の取組を新たに提示しています。



### 具体的取組を進める六つの分野・14の政策



※重点的な対策が必要な分野については、個別計画・プログラムを策定しています。  
2020年度は、新たに3つの計画を策定しました。

（「東京都食品ロス削減推進計画」、「東京都気候変動適応計画」、「ゼロエミッション都庁行動計画」）

## 東京都気候変動適応計画

東京都は、令和3（2021）年3月に、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画として、「東京都気候変動適応計画」を策定しました。本計画では、都内における気候変動の影響を踏まえた、自然災害、健康、農林水産業など幅広い分野で都民生活や自然環境への影響被害を可能な限り回避、軽減するため、東京都気候変動適応方針で示した考え方に加え、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進などの視点も取り入れながら、持続可能な回復を目指す「サステナブル・リカバリー」の考え方が含まれています。

### 適応策の強化に向けたロードマップ

#### 2050年 目指すべき姿

- ▶ **気候変動の影響によるリスクを最小化**
  - 都民の生命・財産を守り、人々や企業から選ばれ続ける都市を実現

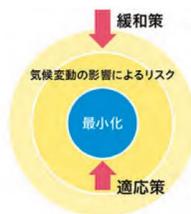
集中豪雨、台風等による浸水被害・土砂災害などを回避・軽減する環境が整備されている

熱中症や感染症、大気汚染による健康被害などの気温上昇による健康影響が最小限に抑えられている

気温上昇や台風等の災害にも強い農林水産業が実現している

渇水や水質悪化等のリスクが低減され、高品質な水の安定供給や快適な水環境が実現している

生物多様性への影響を最小限にし、豊かな自然環境が確保されている



#### <2050年に向けたチャレンジ>

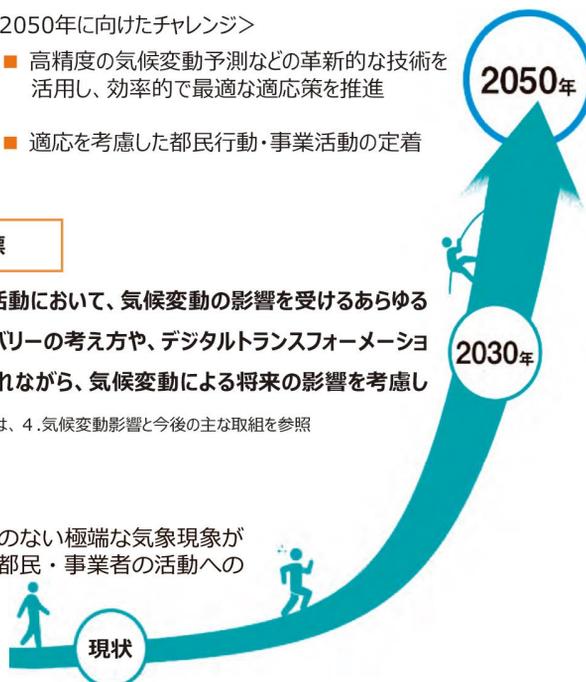
- 高精度の気候変動予測などの革新的な技術を活用し、効率的で最適な適応策を推進
- 適応を考慮した都民行動・事業活動の定着

#### 2030年に向けた目標

都政及び都民・事業者の活動において、気候変動の影響を受けるあらゆる分野で、サステナブル・リカバリーの考え方や、デジタルトランスフォーメーション（DX）の視点も取り入れながら、気候変動による将来の影響を考慮した取組がされている ※詳細は、4.気候変動影響と今後の主な取組を参照

#### 現状

これまでに経験したことのない極端な気象現象が増加しており、都政及び都民・事業者の活動への影響が現れている



出典：適応策の強化に向けたロードマップ

### (3) 基本施策

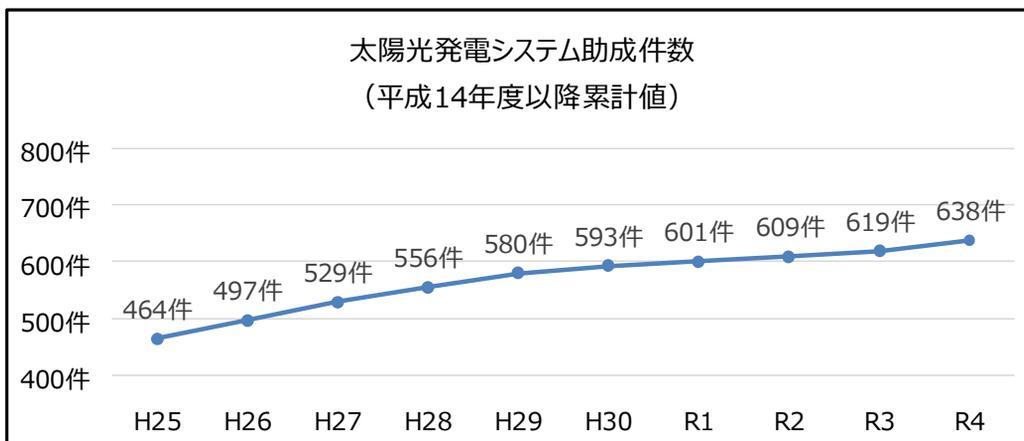
#### ① 再生可能エネルギーの有効活用

##### I 目指す環境像

身近な社会生活の中で、エネルギーの地産地消を意識するとともに、地域のマイクログリッド化の実現など、再生可能エネルギーを有効活用するまちを目指します。

##### II 現状と課題

- 二酸化炭素排出量の多くは発電時に伴うものであることから、二酸化炭素排出量削減のためには、発電時に二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの割合を上げていくことが必要です。また、次世代エネルギーの普及促進を図ることも必要です。
- 再生可能エネルギーは、発電設備と蓄電池を組み合わせることにより、常時電気の消費が可能になり、自立したエネルギーの供給源となります。  
災害時の供給源としても有効なため、太陽光発電をはじめ、太陽熱、空気熱（ヒートポンプ）等、多様な再生可能エネルギーの活用を推進していくことが必要です。



羽村市役所に設置してある電気自動車の急速充電設備



羽村市役所庁舎屋上に設置してある太陽光発電設備

Ⅲ 主な取組

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇再生可能エネルギー設備を導入し、再生可能エネルギーの利用に努めます。</li> <li>◇次世代エネルギーについて興味・関心を持つとともに、その理解を深め、導入を検討します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇再生可能エネルギー設備を導入し、再生可能エネルギーの利用に努めます。</li> <li>◇次世代エネルギーの活用について検討します。</li> <li>◇エネルギーの地産地消を行う地域マイクログリッドシステムの構築について研究を進めます。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇市民及び事業者の再生可能エネルギー活用を促進するため、設備の導入に対する支援を行います。</li> <li>◇公共施設における再生可能エネルギー設備の導入に努めます。</li> <li>◇エネルギーの地産地消を行う地域マイクログリッドシステムの構築について研究を進めます。</li> <li>◇次世代エネルギーの活用について研究するとともに、理解促進に努めます。</li> <li>◇再生可能エネルギーによる公共交通システムを推進します。</li> </ul>

Ⅳ 取組指標

指標名	現状（R4年度）	10年後の目標
①太陽光発電システム助成件数	638件	現状以上
②公共施設における再生可能エネルギーによる電気消費割合	16%	令和13（2031）年度までに50%

コラム≫次世代太陽電池

国は「ペロブスカイト型」と呼ばれる次世代の太陽電池について、令和7（2025）年の実用化を目指す考えを表明しました。「ペロブスカイト型」の太陽電池は、現在普及しているシリコン素材の太陽電池に比べ、コストが安くできる特徴があります。さらに、薄くて軽く、曲げることもできるため、様々な場所への取り付けが可能となるため、実用化が期待されています。

コラム≫グリーン水素

水素そのものは無色透明ですが、製造過程の違いにより色（グリーン、ブルー、グレー）で表現されることがあります。グリーン水素は再生可能エネルギー由来の電力を利用して、水を電気分解し生成される水素です。製造時も二酸化炭素を出さないことから、脱炭素社会実現の柱として本格活用が期待されています。

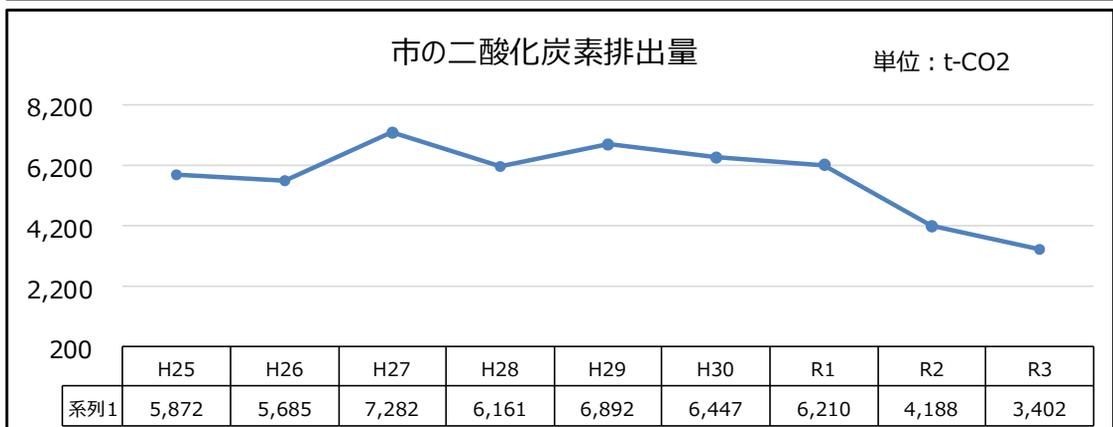
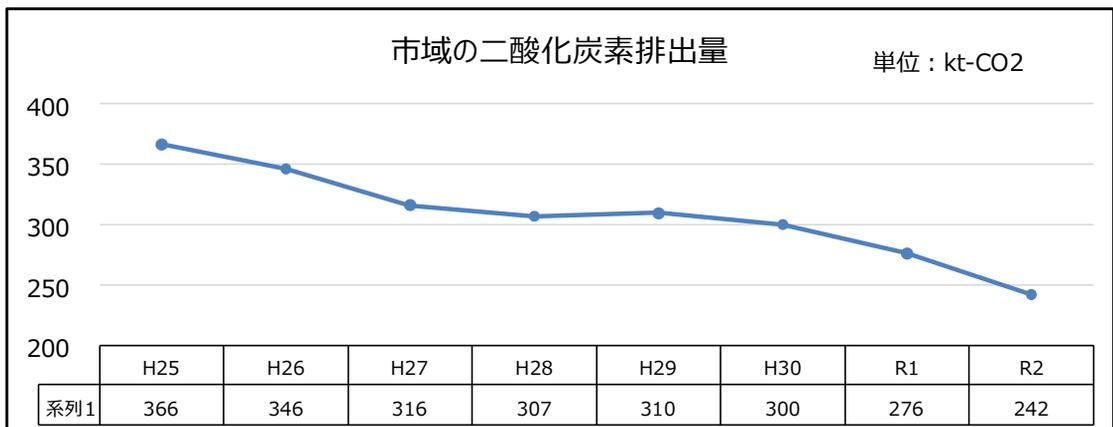
## ② 省エネルギー化の推進

### I 目指す環境像

普段の行動や事業活動などあらゆる場面で、省エネルギー化や省エネルギー行動に積極的に取り組むまちを目指します。

### II 現状と課題

- 市域におけるエネルギー消費量は、平成25年度をピークに減少傾向にあります。消費量の大部分を産業部門製造業分野が占めており、この分野は、景気等の影響により変動が生じます。市民・事業者・市それぞれが省エネルギー化に取り組んでいく必要があります。
- 市域における二酸化炭素の排出量は、平成26年度以降、微減傾向にあります。二酸化炭素の排出量の多くは発電時に伴うものであることから、その削減には、より一層、節電等により電気使用量を削減していく必要があります。



市域・・・市全域のことをいいます。

市・・・事務事業を行う事業所としての羽村市のことをいいます。

Ⅲ 主な取組

市民	◇省エネルギー性能の高い設備、機器の導入に努めます。 ◇自動車の購入・更新の際は、ZEV（ゼロエミッションビークル）の導入を検討します。
事業者	◇省エネルギー性能の高い設備、機器の導入に努めます。 ◇自動車の購入・更新の際は、ZEV（ゼロエミッションビークル）の導入を検討します。
市	◇省エネルギー性能の高い設備、機器の導入に努めます。 ◇省エネルギー性能の高い設備の導入や建物の高断熱化などの省エネルギー化を支援します。

Ⅳ 取組指標

指標名	現状	10年後の目標
①市域の二酸化炭素排出量	242kt-CO <sub>2</sub> (R2年度実績)	198kt-CO <sub>2</sub>
②市の事務事業における二酸化炭素排出量	3,402t-CO <sub>2</sub> (R3年度実績)	2,936t-CO <sub>2</sub>

<二酸化炭素排出量削減目標>

市域や市の二酸化炭素排出量削減については、「羽村市地球温暖化対策地域推進計画（区域施策編）」及び「羽村市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～はむらカーボンハーフプロジェクト～」で定めています。

**市域**

令和13（2031）年度までに平成25（2013）年度比で

《基準年排出量》 平成25（2013）年度：366kt-CO<sub>2</sub>

《目標年排出量》 基準年度比46%削減：198kt-CO<sub>2</sub>

**46%** 削減します

**市**

令和13（2031）年度までに平成25（2013）年度比で

《基準年排出量》 平成25（2013）年度：5,872t-CO<sub>2</sub>

《目標年排出量》 基準年度比50%削減：2,936t-CO<sub>2</sub>

**50%** 削減します

## 基本目標 4 環境情報分野

### (1) 基本目標

～全ての人々が環境に関する情報を共有し、  
環境について考え、学び、共に連携・協力し、実践するまち～

全ての人がつながり、環境に関する情報を共有し、多様な主体が相互に情報を共有し、自ら考え、学び、共に連携・協力し、実践するまちを創ります。

### (2) 環境情報分野における環境情勢

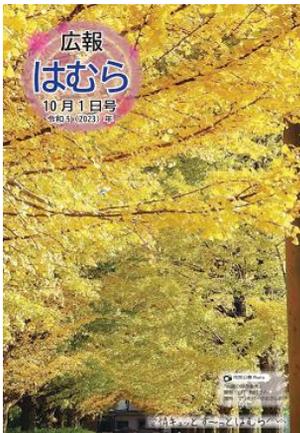
環境問題は、都市環境分野にあるような身近な生活に関する問題から、今や、地球環境分野にあるような地球規模での生物全体の問題として認識し、行動しなければ改善されないような状況となっています。環境問題に興味がある人だけが環境に配慮した行動をするのではなく、市民・事業者・市の全ての主体が、通常の日常生活や事業活動の中など全ての行動において、環境に配慮した行動を実践しなければならない状況となっています。

このような環境問題を改善していくには、都市環境分野、自然環境分野、地球環境分野の各項目にある環境に配慮した行動について、「全ての人々が環境に関する情報を共有し、環境について考え、学び、共に連携・協力し、実践する」視点がなくてはなりません。

これらのことから、環境情報分野では、環境について考え、学び、共に連携・協力し、情報を発信していきます。

## コラム≫情報発信

市からの情報発信は、広報はむらをはじめとした、多彩な広報媒体を活用し、広く広報活動を実施しています。



### 【広報はむら】

毎月1日号と15日号を発行し、市内全戸に配布しています。



### 【公式サイト】

CMS（コンテンツマネジメントシステム）により、ページ作成・更新はページ内容を所管する各課が行っています。



### 【テレビはむら】

平成5年10月に放送を開始した、羽村市が制作する広報番組です。撮影から編集、出演まですべて職員の手で行っています。

### 【SNSの活用】

インターネット上で社会的なつながりを持つことができるサービスであるSNSを活用し、対象を絞った情報発信や、情報の拡散につながる発信をしていきます。市では、YouTube、X（旧ツイッター）、Instagram、Facebookを活用しています。

また、SNSの特徴でもある双方向機能を活用し、受け手のニーズも捉えていきます。

### (3) 基本施策

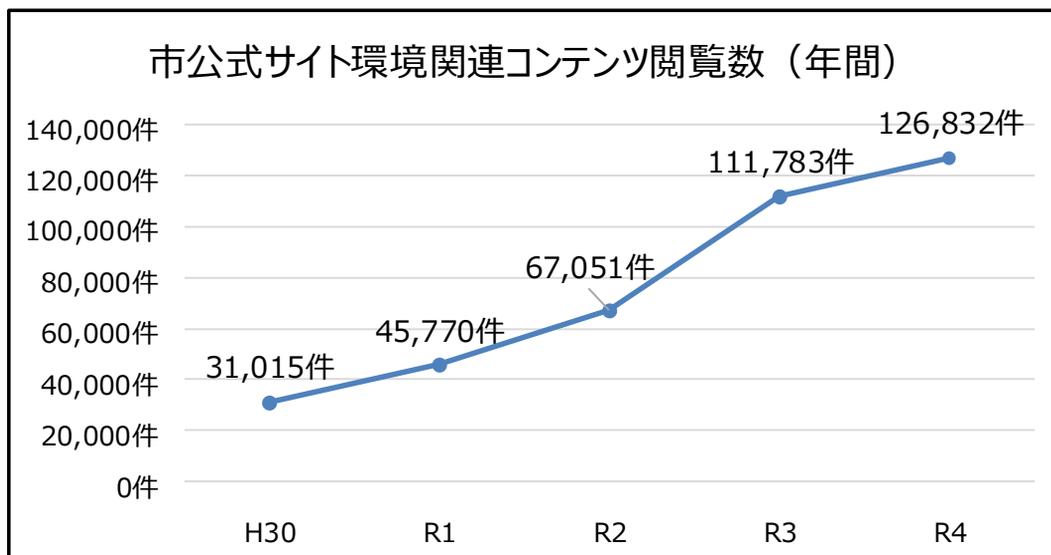
#### ① 環境情報の発信・共有

##### I 目指す環境像

目まぐるしく変化する環境問題に対し、多様な主体が相互に情報を発信、共有し、市域全体で環境に関する情報量を増やし、実践行動に移していけるまちを目指します。

##### II 現状と課題

- 環境問題に関する情報は、グローバル社会において、目まぐるしく変化し、情報量も増加の一途をたどっています。現代の高度情報通信ネットワークや情報通信技術の進展に伴い、多くの情報を手に入れることが可能になりました。しかし、正しいとは言えない情報も多く存在していることから、その情報の真偽を自ら確認することが必要です。また、情報を発信する際には、正しく伝えられるように努めることも必要です。



Ⅲ 主な取組

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 自らが得た環境に関する情報を正しく発信します。</li> <li>◇ 環境情報の共有化、正確な情報の取得に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 主体的に事業活動の環境に関する情報を発信します。</li> <li>◇ 市民や市と環境情報の共有化に努めます。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 多様な主体と連携して、環境に関する情報の発信の充実を図ります。</li> <li>◇ 環境に関する情報の共有化、正確な情報の発信を推進します。</li> </ul>

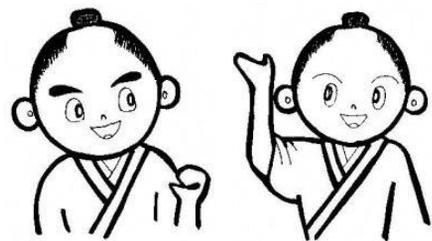
Ⅳ 取組指標

指標名	現状 (R4年度)	10年後の目標
①環境関連コンテンツ閲覧数	126,832件	現状以上

※ 環境関連コンテンツ閲覧数は、羽村市公式サイトでの環境関連コンテンツの年間のアクセス数のことをいいます。

情報発信キャラクター

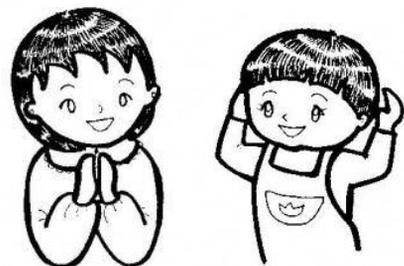
羽村市の環境や地球の環境について教えてくれる「エコちゃんとクール先生」や、ごみ減量やリサイクルのことを教えてくれる「たま川減右衛門・たま川量右衛門」と「リサちゃん・いくるちゃん」により、いろいろな情報を発信しています！



たま川減右衛門・たま川量右衛門



クール先生・エコちゃん



リサちゃん・いくるちゃん

## ② 環境学習・環境活動の機会の充実

### I 目指す環境像

誰もが環境学習や環境活動を実践的に取り組めるよう、地域や学校などを含む多様な主体と連携、協力し、環境実践行動が盛んなまちを目指します。

### II 現状と課題

- 市内では地域や多様な主体と連携した環境学習機会のニーズが増えています。市民や事業者の多様な環境学習のニーズを捉え、日頃から環境学習を実践していけるよう、機会を創出していくことが必要です。
- 参加者自らが様々な環境や生物に触れ、学び、感じる体験によって、環境の大切さ、自然の大きさ、生物とのつながりなどを心と体で認識することができる体験型環境学習は重要な機会です。幼少期から体験することで、環境への関心を高め、日常から環境を考える機会にもなるため、体験型環境学習の機会を充実させていくことが必要です。
- 環境は幅広い分野があるため、それぞれの分野で活躍している多様な主体と連携することで、環境学習や環境活動も幅広い内容で展開できます。市内で活動する環境活動団体と連携・協力して環境活動を展開できるように、機会を創出していくことが必要です。



Ⅲ 主な取組

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 環境学習を実践します。</li> <li>◇ 環境学習の機会へ積極的に参加します。</li> <li>◇ 多様な主体と連携・協力し、環境活動を展開します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 従業員の環境学習の機会への積極的な参加を推進します。</li> <li>◇ 多様な主体と連携・協力し、環境活動を展開します。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 多様な主体と連携した環境学習を推進します。</li> <li>◇ 多様な主体と連携・協力し、体験型の環境活動の機会を創出します。</li> <li>◇ 継続して環境に目を向け、考えることができる人材の育成に努めます。</li> </ul>

Ⅳ 取組指標

指標名	現状 (R4年度)	10年後の目標
①多様な主体と連携した環境学習関連の事業数	3事業	現状以上







# 第3章

## 資料編

## 第3章 資料編

### (1) 策定経過

#### ① 羽村市環境審議会の構成、検討内容

##### ●羽村市環境審議会委員名簿

役職	氏名	選出区分	備考
会長	福嶋 司	知識経験者	東京農工大学名誉教授
副会長	山下 敬一	事業者代表	武陽液化ガス株式会社
委員	松崎 博満	公募市民	
//	金子 義行	//	
//	小作 優太郎	//	
//	三條 聡	//	
//	笹原 千恵	//	
//	二瓶 弘美	事業者代表	日野自動車株式会社
//	高田 秀重	知識経験者	東京農工大学教授
//	名取 雄太 (R5. 3. 31まで) 黒瀬 淳美 (R5. 5. 18から)	関係行政機関	東京都多摩環境事務所環境改善課長

##### ●羽村市環境審議会検討内容

開催日	主な内容
令和5年3月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (仮称) 羽村市環境とみどりの基本計画について</li> </ul>
令和5年5月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 羽村市環境とみどりの基本計画の改定について</li> <li>・ (仮称) 第二次羽村市環境とみどりの基本計画策定スケジュールについて</li> <li>・ 市民・事業者アンケートの内容について</li> </ul>
令和5年8月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民アンケート・事業者アンケート・環境座談会について</li> <li>・ 都市環境分野について</li> <li>・ 地球環境分野について</li> <li>・ 「2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明」について</li> </ul>
令和5年10月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民アンケート・事業者アンケートの結果報告書(速報)について</li> <li>・ 自然環境分野について</li> <li>・ 環境情報分野について</li> </ul>
令和5年11月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (仮称) 第二次羽村市環境とみどりの基本計画(素案)について</li> </ul>

## ② 庁内策定委員会等の構成、検討内容

## ●羽村市地球温暖化対策等推進委員会委員名簿

所属	氏名	所属	氏名
副市長 (委員長)	小林 宏子	福祉健康部長	野村 由紀子
教育長 (副委員長)	儘田 文雄	子ども家庭部長	山本 明子
企画部長	櫛島 孝文	まちづくり部長	橋本 昌
総務部長	高橋 誠	上下水道部長	山本 和晃
市民部長	島田 由則	生涯学習部長	森谷 誠
産業環境部長	西尾 洋介	生涯学習部参事	吉川 泰弘

## ●羽村市地球温暖化対策等推進委員会検討内容

開催日	主な内容
令和5年5月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>羽村市環境とみどりの基本計画の改定について</li> <li>(仮称) 第二次羽村市環境とみどりの基本計画策定スケジュールについて</li> <li>市民・事業者アンケートの内容について</li> </ul>
令和5年7月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民アンケート・事業者アンケート・環境座談会について</li> <li>都市環境分野について</li> <li>地球環境分野について</li> </ul>
令和5年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民アンケート・事業者アンケートの結果報告書(速報)について</li> <li>自然環境分野について</li> <li>環境情報分野について</li> </ul>
令和5年11月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称) 第二次羽村市環境とみどりの基本計画(素案)について</li> </ul>
令和5年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二次羽村市環境とみどりの基本計画(案)の意見公募手続きについて</li> </ul>
令和6年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二次羽村市環境とみどりの基本計画(案)の意見公募手続きの結果について</li> </ul>

## (2) 計画策定における市民や事業者の意向の反映

### ① 環境座談会の実施

環境座談会は、第二次羽村市環境とみどりの基本計画策定にあたり、市が市民の意見や提案等を直接お聴きする場として実施しました。

開催日	開催場所	参加者数
令和5年8月7日	生涯学習センターゆとろぎ	15人

<<主な意見について>>

#### 【意見を出し合うテーマ】

テーマ①はむらの環境のいいところ

テーマ②はむらの環境のイマイチなところ

テーマ③はむらの環境をよくするためのアイデア

#### 【都市環境分野】

都市環境分野については、日々の生活で感じるような、路上などへのごみのポイ捨てや、毎日のごみ分別などの意見が挙げられた。愛護動物に関する意見は特に挙げられなかった。

テーマ①	テーマ②	テーマ③
空気がきれい	横田基地の飛行機からの音や揺れが気になる	新しいものを作らず、直して使う文化のあるまち
まちが静か	空き家の雑草	きれいなまち
ごみのポイ捨てが少ない	鉄道線路にごみを投げ込む人がある	分別後の廃棄物の行方がわかるまち
廃棄物の分別意識が高い	カラス対策	修理ボランティアがいるまち

<関連する施策>

「基本施策①地域環境の保全」

「基本施策②快適に過ごせる美しいまちづくり」

「基本施策④資源循環型社会の実現」

## 【自然環境分野】

自然環境分野については、公園・緑地・動植物に関することが多く挙げられた。充実しているという意見がある一方、まだまだ整備が必要で、「みどり」の保全への意見が多く挙げられた。意見全体の半数近くが自然環境分野に関するもので、関心の高さが伺えた。

テーマ①	テーマ②	テーマ③
自然が豊かで緑が多く保全されている	宅地造成などにより畑が減少している	生産緑地を増やす
公園が多く動物公園もある	公園の管理が行き届いていない	公園の美化の強化
川辺の貴重な植物やホタルが生息している	動植物が少なくなってきた（ふくろうなど）	間伐、枝打ち体験などをイベント化して意識を高める
水がおいしい	特定外来生物や絶滅危惧種の説明が乏しい	外来種を排除する運動の強化

## &lt;関連する施策&gt;

- 「基本施策①みどりの保全と創出」
- 「基本施策②地域に親しまれる公園・緑地の整備」
- 「基本施策③適正な水の循環・河川の保全」
- 「基本施策④生物多様性の確保」

## 【地球環境分野】

地球環境分野については、電気自動車、再生可能エネルギーや環境に関する補助金メニューの充実などの意見が挙げられた。

テーマ①	テーマ②	テーマ③
はむらんに電気バスが導入された	電気自動車が少ない	再生可能エネルギーを活用する
環境に関する補助金メニューが充実している		はむらんを自動オンデマンドバスにする
AZEMSが機能している		福生市、瑞穂町にもはむらんが走る
水素自動車が購入された（羽村市）		

## &lt;関連する施策&gt;

- 「基本施策①再生可能エネルギーの有効活用」
- 「基本施策②省エネルギー化の推進」

## 【環境情報分野】

環境情報分野については、ボランティア活動が充実しているとの意見が挙げられた一方、ボランティアに頼りすぎとの意見も挙げられた。環境関連のボランティア組織があるため、子どもたちが環境について体験・学習できるイベントが充実すると良いと多くのグループからも意見が挙げられた。

テーマ①	テーマ②	テーマ③
環境に携わるボランティアがいくつも存在している	市内の環境関連の企業を表彰、助成の制度がない	近隣自治体との連携を強化する
	ボランティアに頼りすぎている	ボランティアを増やす
		子どもがいききと学習できるまち

### <関連する施策>

「基本施策①環境情報の発信」

「基本施策②環境学習・環境活動の機会の充実」



グループワークの発表の様子



グループワークの発表内容

## ② 市民アンケート・事業者アンケートの実施

市民アンケート及び事業者アンケートは、第二次羽村市環境とみどりの基本計画策定にあたり、市民・事業者の環境に対する意識・ニーズ等の把握及び分析を行うため実施しました。

## &lt;アンケートの調査方法&gt;

	市民	事業者
調査対象	無作為抽出した羽村市在住の18歳以上100歳以下の男女1,200人（令和5年6月1日基準日）	市内事業所
調査方法	郵送による配付、返信用封筒による回収	羽村市商工会役員名簿に記載のある29社及び企業活動支援員の訪問活動先事業所
調査期間	令和5年6月22日から令和5年7月14日まで	令和5年6月22日から令和5年7月17日まで
配布数	1,200件	186件
回収数	373件	142件
回収率	31.1%	76.3%

## <市民アンケート結果>

あなた自身のことについて

あなたは羽村市に住み始めて何年になりますか。

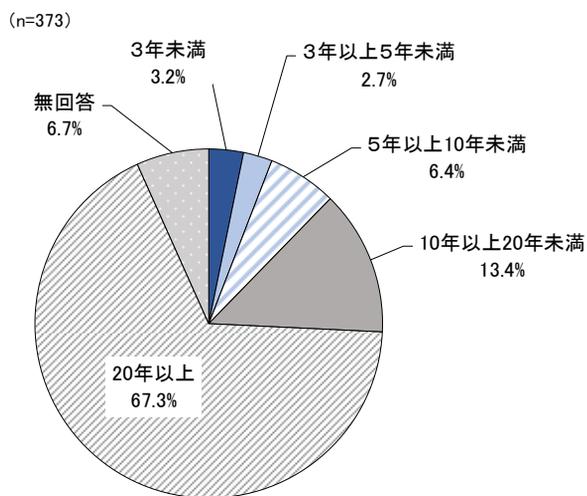


図 羽村市居住年数

あなたの年齢について教えてください。

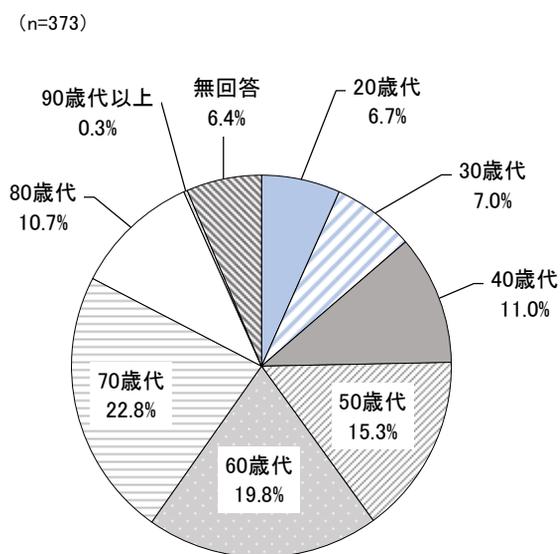


図 年齢

問1 羽村市の都市環境についてどのように感じていますか。

都市環境に対する満足度について、「満足」「どちらかといえば満足」を合わせた値が最も高かった項目は、「水のきれいさ」と「ごみの分別収集がされている」でした。次いで、「空気のきれいさ」の順となっています。

「不満」「どちらかといえば不満」を合わせた値が最も高かった項目は、「動物の糞尿被害がない」でした。次いで、「生活環境の静けさ」、「リサイクル商品やエコマーク認定商品等の商品が普及している」の順となっています。

(n=373)

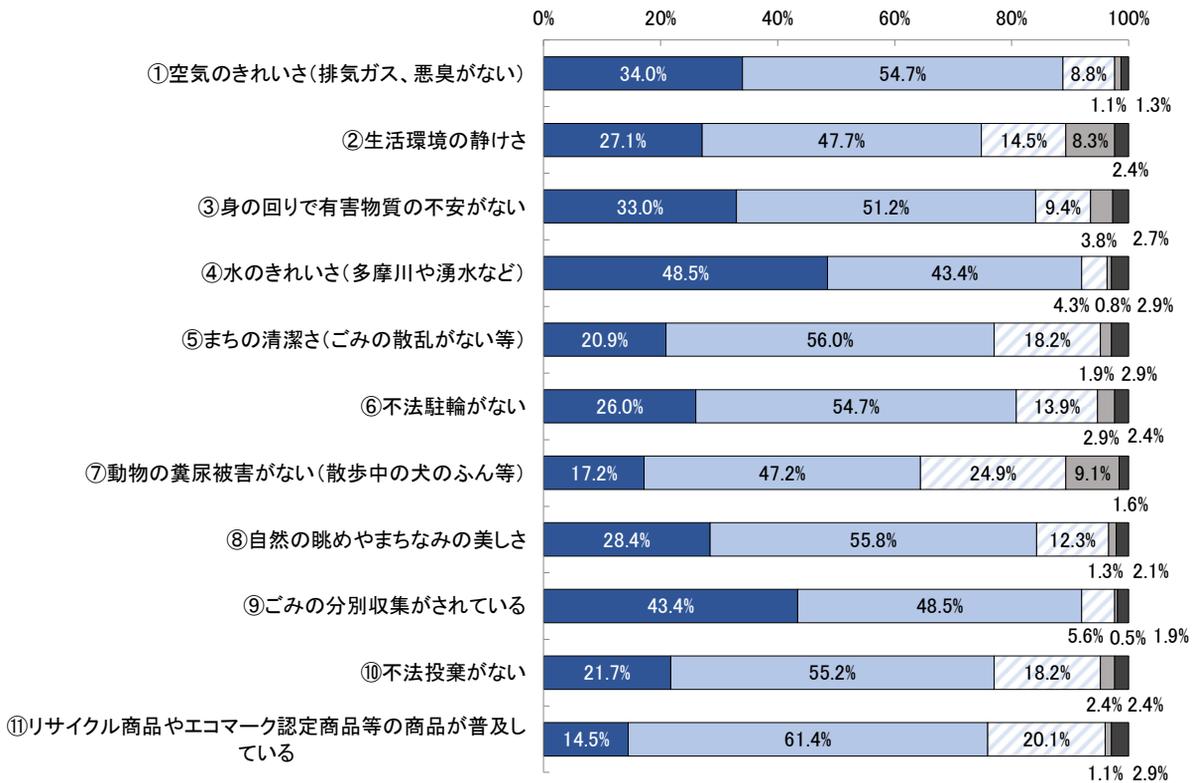
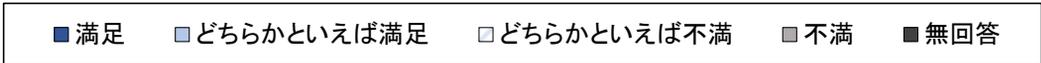


図 都市環境分野における満足度

都市環境に対する重要度について、「重要」「どちらかといえば重要」を合わせた値が最も高かった項目は、「空気のきれいさ」でした。次いで、「水のきれいさ」、「身の回りで有害物質の不安がない」、「ごみの分別収集がされている」の順となっています。

(n=373)

■ 重要 □ どちらかといえば重要 □ どちらかといえば重要ではない ■ 重要ではない ■ 無回答

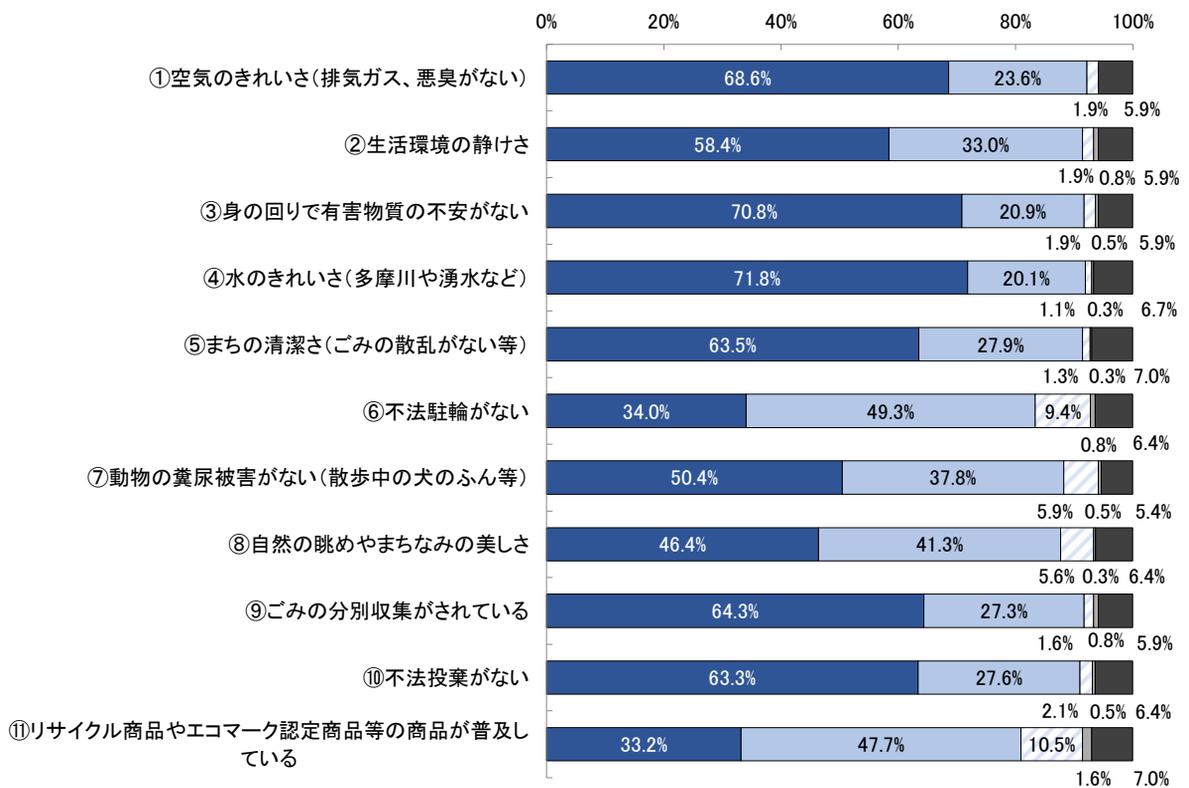


図 都市環境分野における重要度

満足度が高く重要度も高い項目は、「水のきれいさ」、「空気のきれいさ」、「ごみの分別収集がされている」でした。  
満足度が低く重要度が高い項目は、「動物の糞尿被害がない」、「生活環境の静けさ」でした。

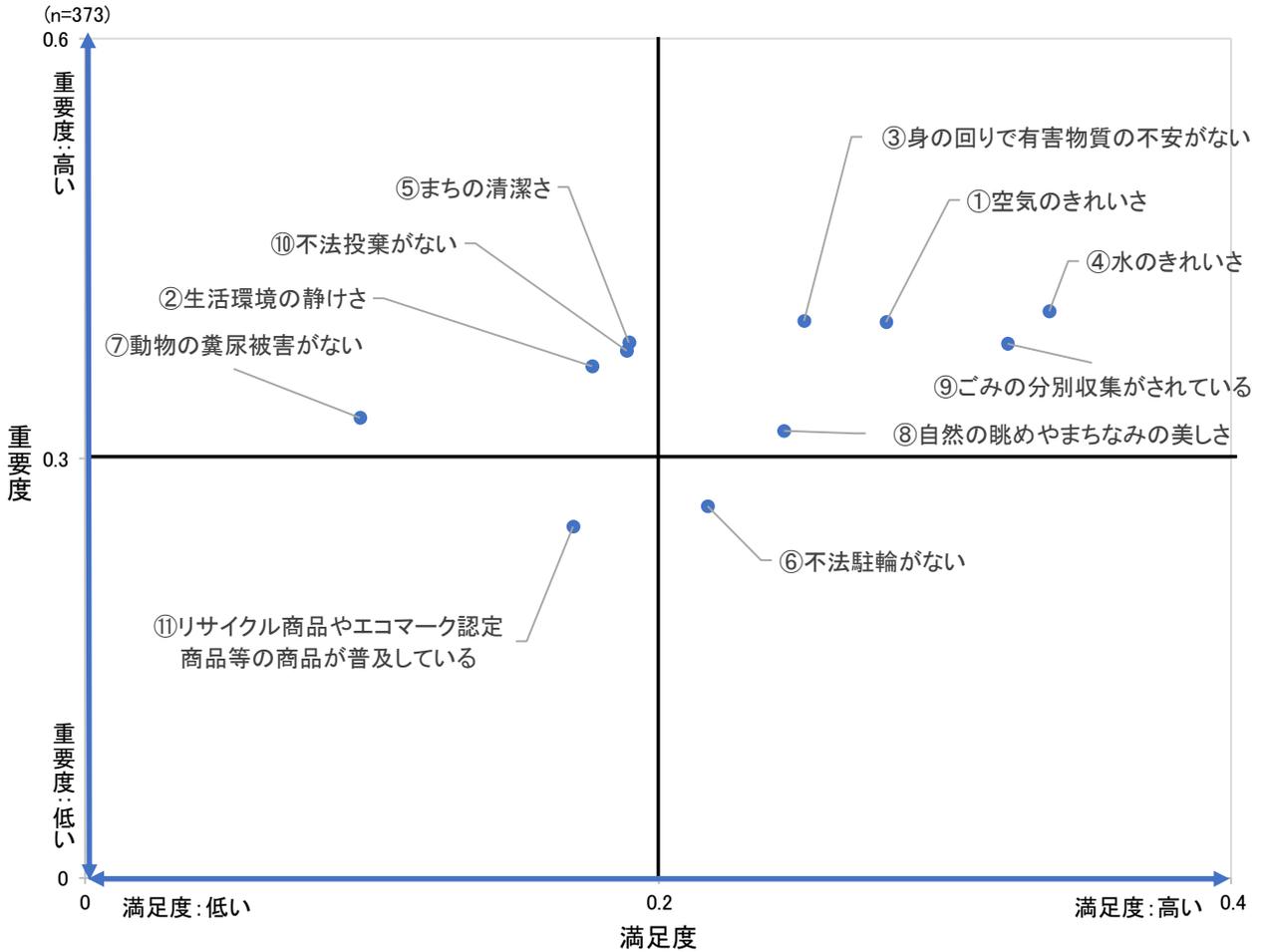


図 都市環境分野における重要度と満足度

問2 羽村市の都市環境に関する市の取組みの中で今後、あなたが市に対して特に力を入れてほしいと思う取組みはどんなことですか。

都市環境に関する市の取組みの中で特に力を入れてほしいと思う取組みについて、値が最も高かった項目は、「大気や水、騒音、土壌等についての継続的な調査と、その結果について情報を公開する」でした。次いで、「河川や水路の水質浄化や汚染防止を進める」、「ごみのポイ捨てや不法投棄に対する監視を充実する」の順となっています。

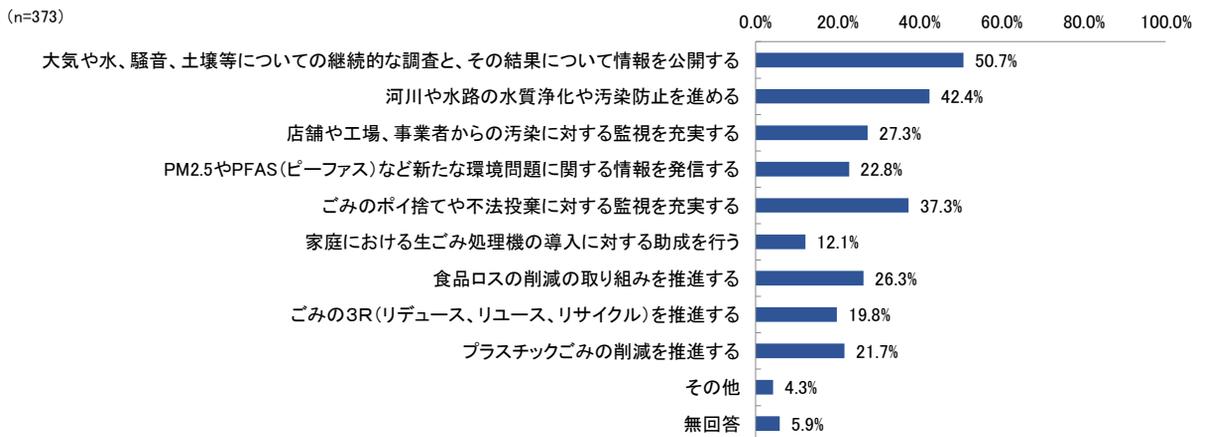


図 都市環境分野における市の取組について

問3 羽村市の自然環境についてどのように感じていますか。

自然環境に対する満足度について、「満足」「どちらかといえば満足」を合わせた値が最も高かった項目は、「まちなかに緑や花が多くある」でした。次いで、「崖線樹林地や雑木林など自然の緑が守られている」「多摩川周辺はごみがなく、水とみどりが調和した美しい景観が保たれている」の順となっています。

「不満」「どちらかといえば不満」を合わせた値が最も高かった項目は、「外来種に関する情報が十分に得られている」でした。次いで、「野生の動植物などを身近に感じる」「市街地では人と生物が共生できている」の順となっています。

(n=373)

■ 満足    ■ どちらかといえば満足    □ どちらかといえば不満    ■ 不満    ■ 無回答

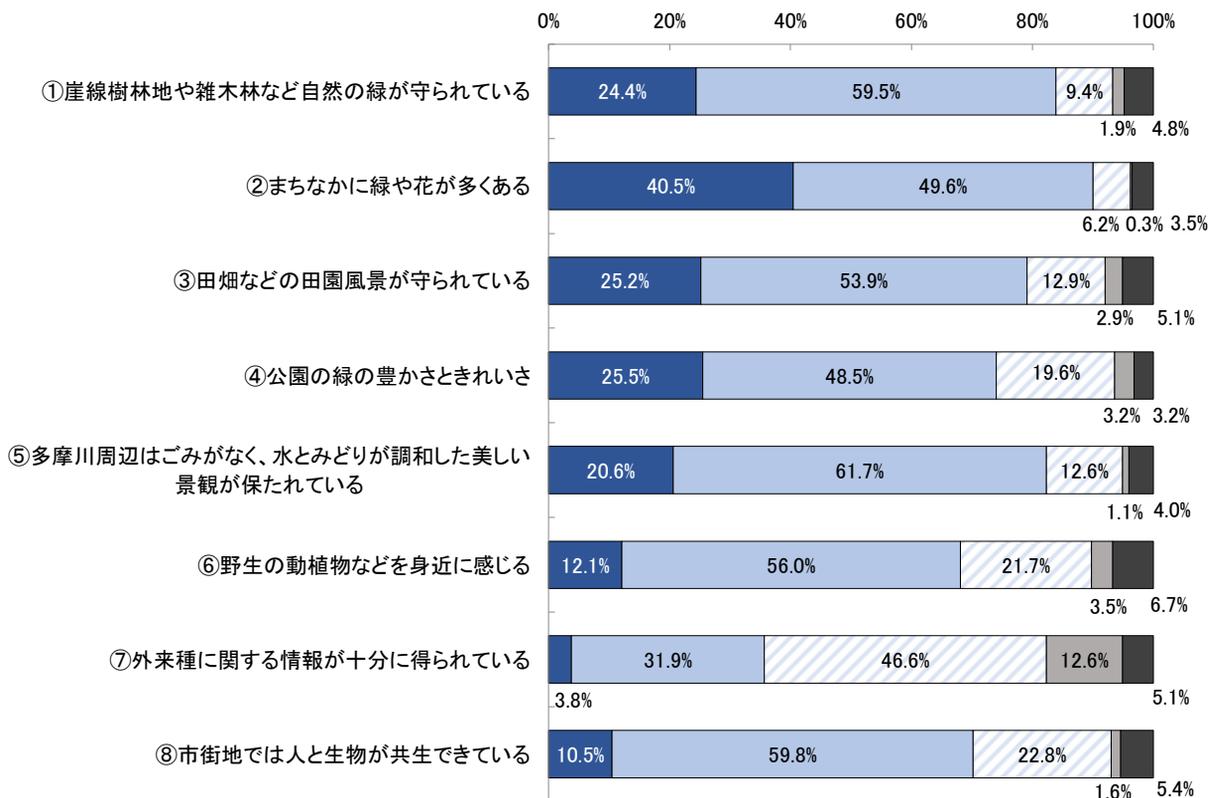


図 自然環境分野における満足度

自然環境に対する重要度について、「重要」「どちらかといえば重要」を合わせた値が最も高かった項目は、「多摩川周辺はごみがなく、水とみどりが調和した美しい景観が保たれている」でした。次いで、「公園の緑の豊かさときれいさ」「崖線樹林地や雑木林など自然の緑が守られている」の順となっています。

(n=373)

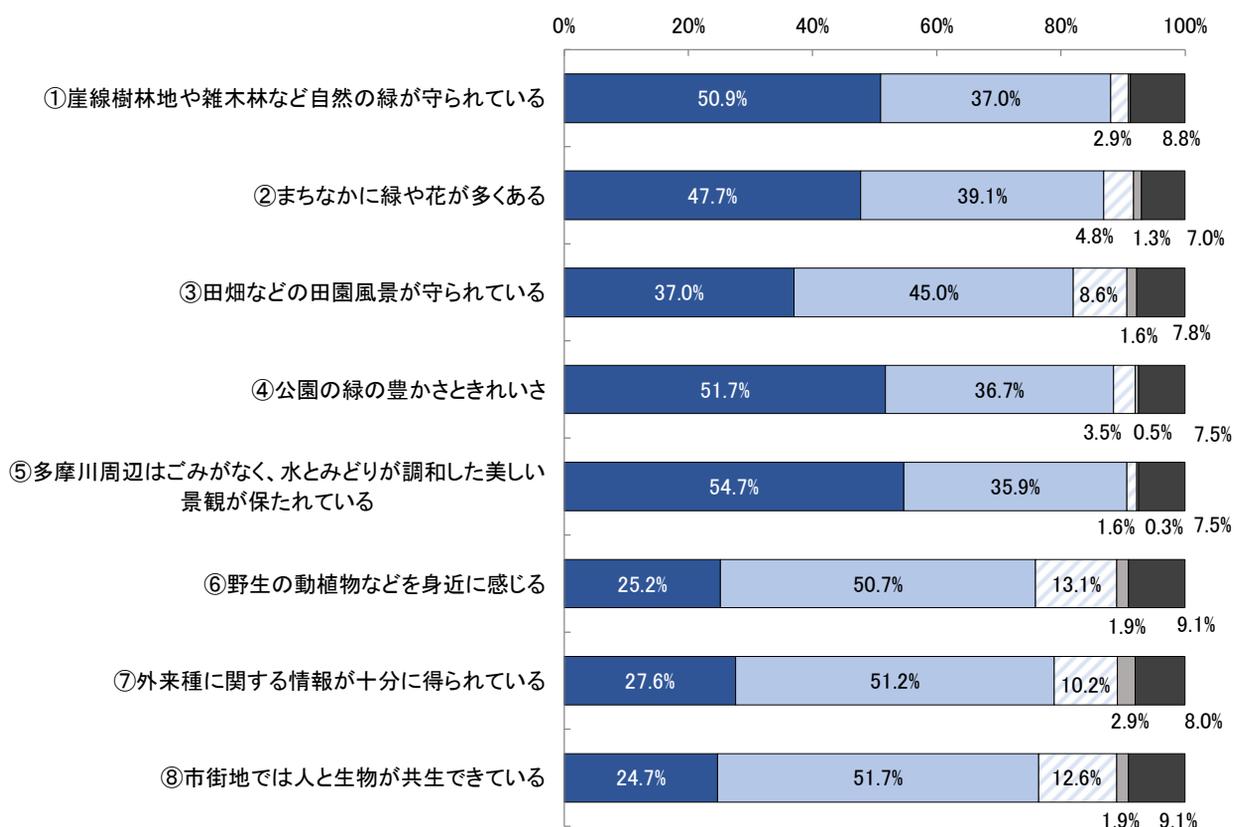
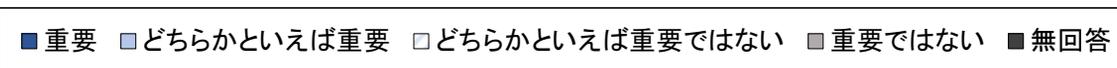


図 自然環境分野における重要度

満足度が高く重要度も高い項目は、「まちなかに緑や花が多くある」、「崖線樹林地や雑木林など自然の緑が守られている」、「多摩川周辺はごみがなく、水とみどりが調和した美しい景観が保たれている」でした。

満足度が低く重要度が高い項目は、「外来種に関する情報が十分に得られている」、「野生の動植物などを身近に感じる」、「市街地では人と生物が共生できている」でした。

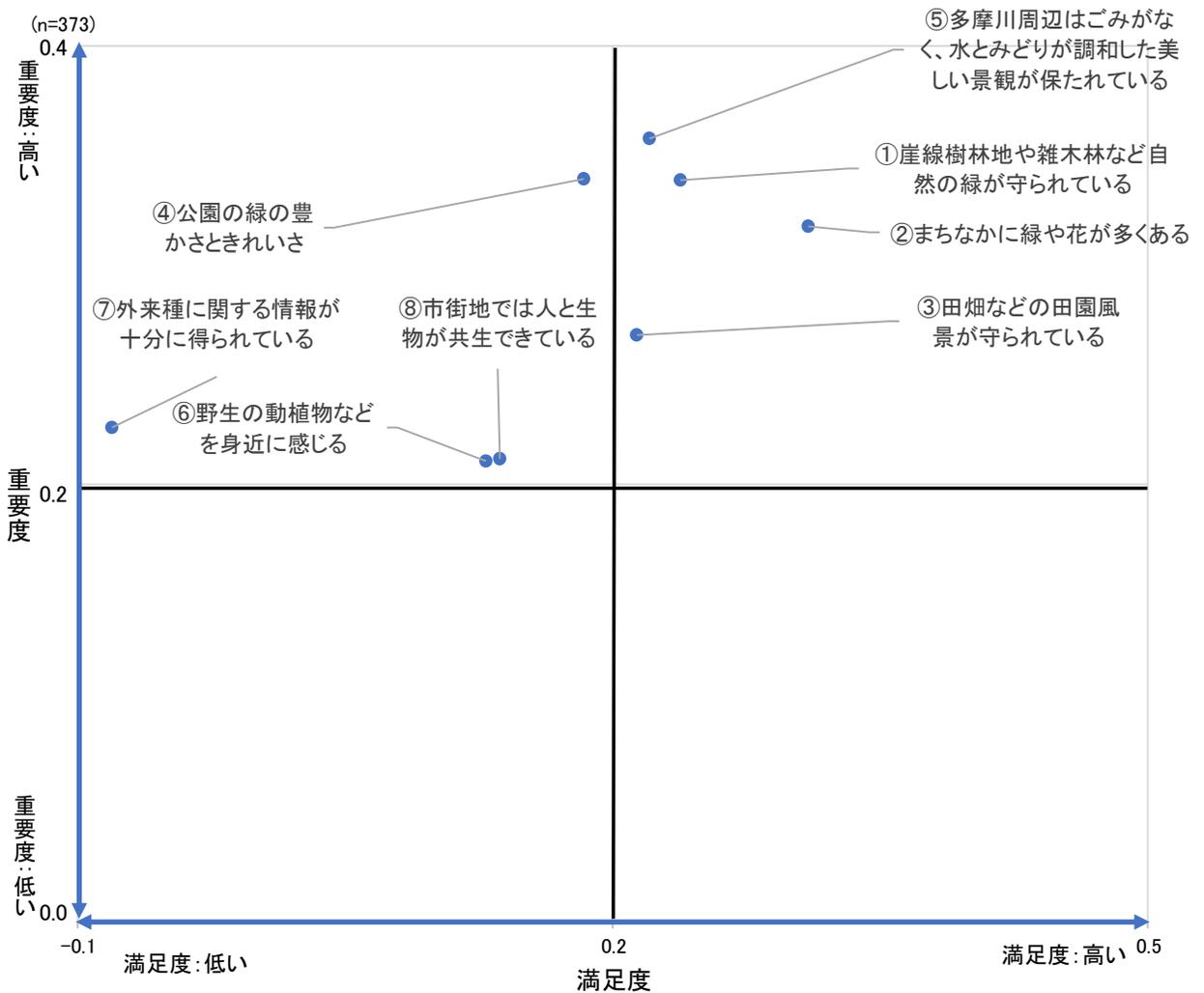


図 自然環境分野における重要度と満足度

問4 羽村市の自然環境に関する市の取組みの中で今後、あなたが市に対して特に力を入れてほしいと思う取組みはどんなことですか。

自然環境に関する市の取組みの中で特に力を入れてほしいと思う取組みについて、値が最も高かった項目は、「公園やまちなかの緑化を推進する」でした。次いで、「多摩川周辺の自然環境を保全する」「樹林や樹木の保全を推進する」の順となっています。

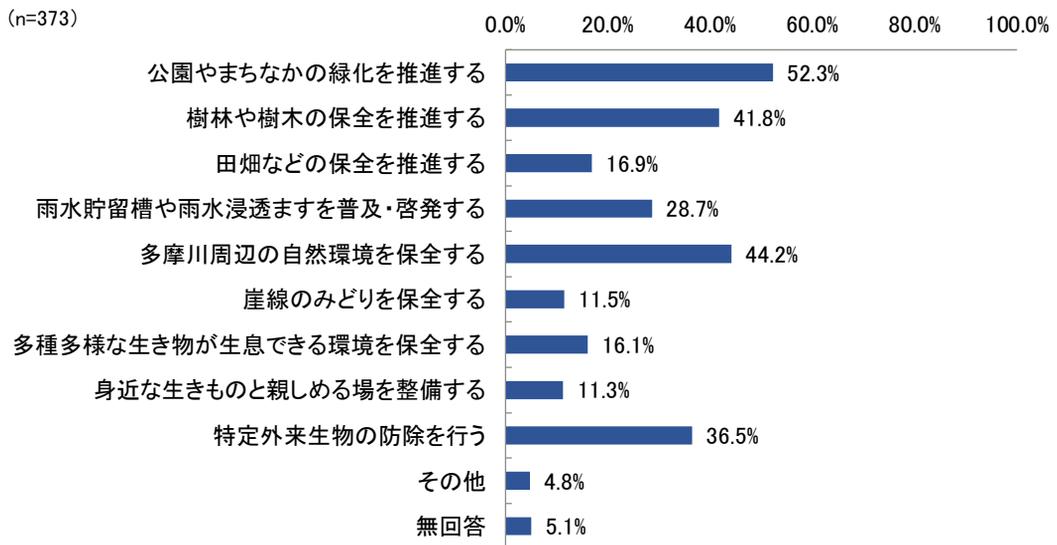


図 自然環境分野における市の取組について

## 問5 地球環境についてどのように感じていますか。

地球環境に対する満足度について、「満足」「どちらかといえば満足」を合わせた値が最も高かった項目は、「徒歩や自転車で快適に移動できる」でした。次いで、「気候変動に起因する災害、水害からの安全性の高さ」「公共交通機関が充実している」の順となっています。

「不満」「どちらかといえば不満」を合わせた値が最も高かった項目は、「猛暑時に身近で涼しく過ごせる空間（クールスポット）がある」でした。次いで、「電気自動車などの次世代自動車を利用しやすい環境である」「太陽光などの自然エネルギーがまちなかで使われている」の順となっています。

(n=373)

■ 満足 □ どちらかといえば満足 ▨ どちらかといえば不満 ■ 不満 ■ 無回答

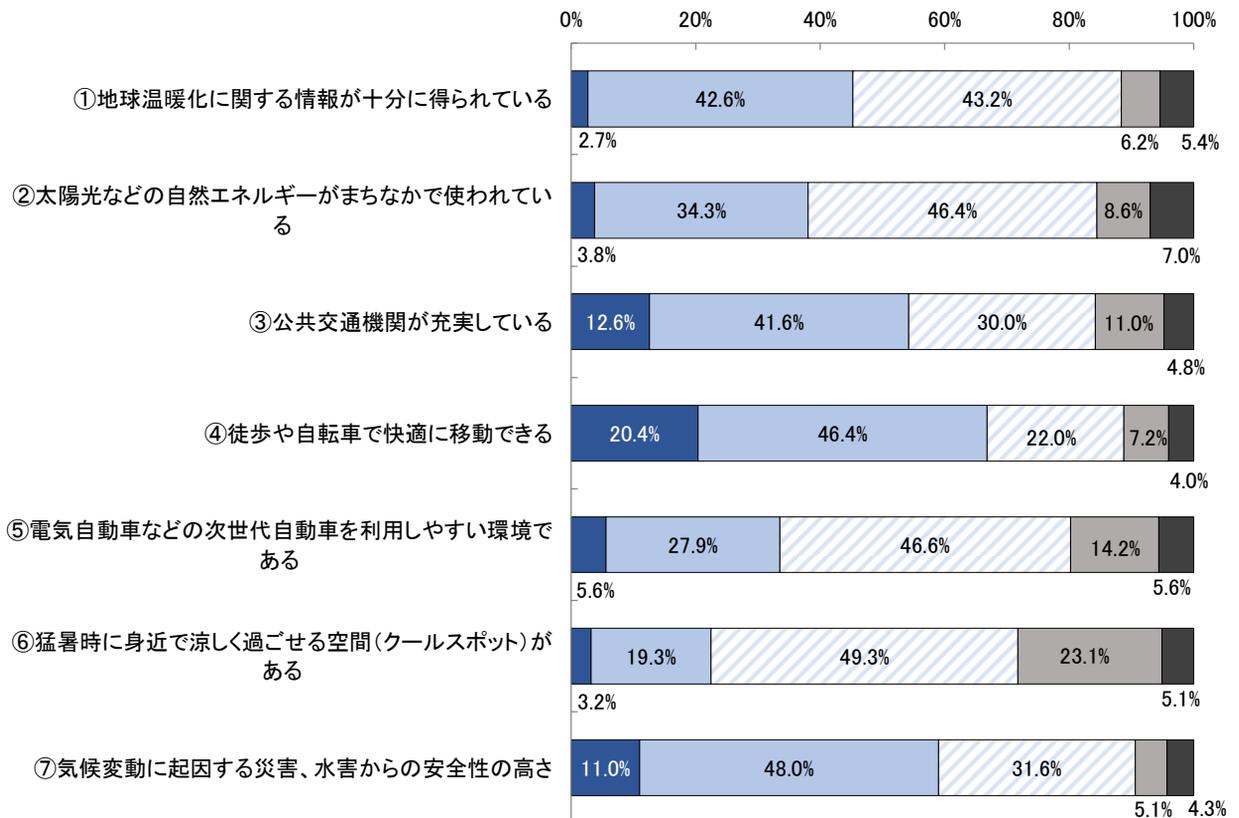


図 地球環境分野における満足度

地球環境に対する重要度について、「重要」「どちらかといえば重要」を合わせた値が最も高かった項目は、「気候変動に起因する災害、水害からの安全性の高さ」でした。次いで、「徒歩や自転車で快適に移動できる」「地球温暖化に関する情報が十分に得られている」「公共交通機関が充実している」の順となっています。

(n=373)

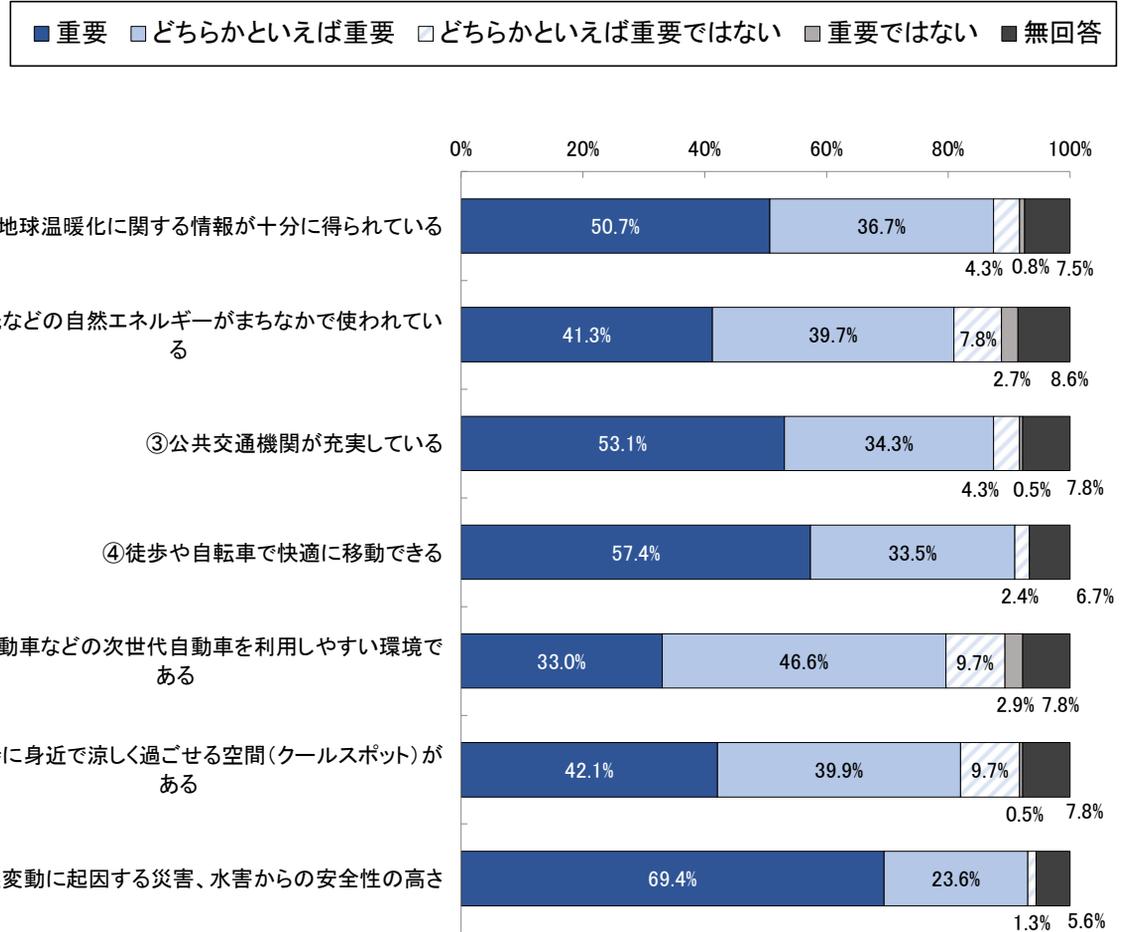


図 地球環境分野における重要度

満足度が高く重要度も高い項目は、「徒歩や自転車で快適に移動できる」、「気候変動に起因する災害、水害からの安全性の高さ」、「公共交通機関が充実している」でした。

満足度が低く重要度が高い項目は、「地球温暖化に関する情報が十分に得られている」でした。

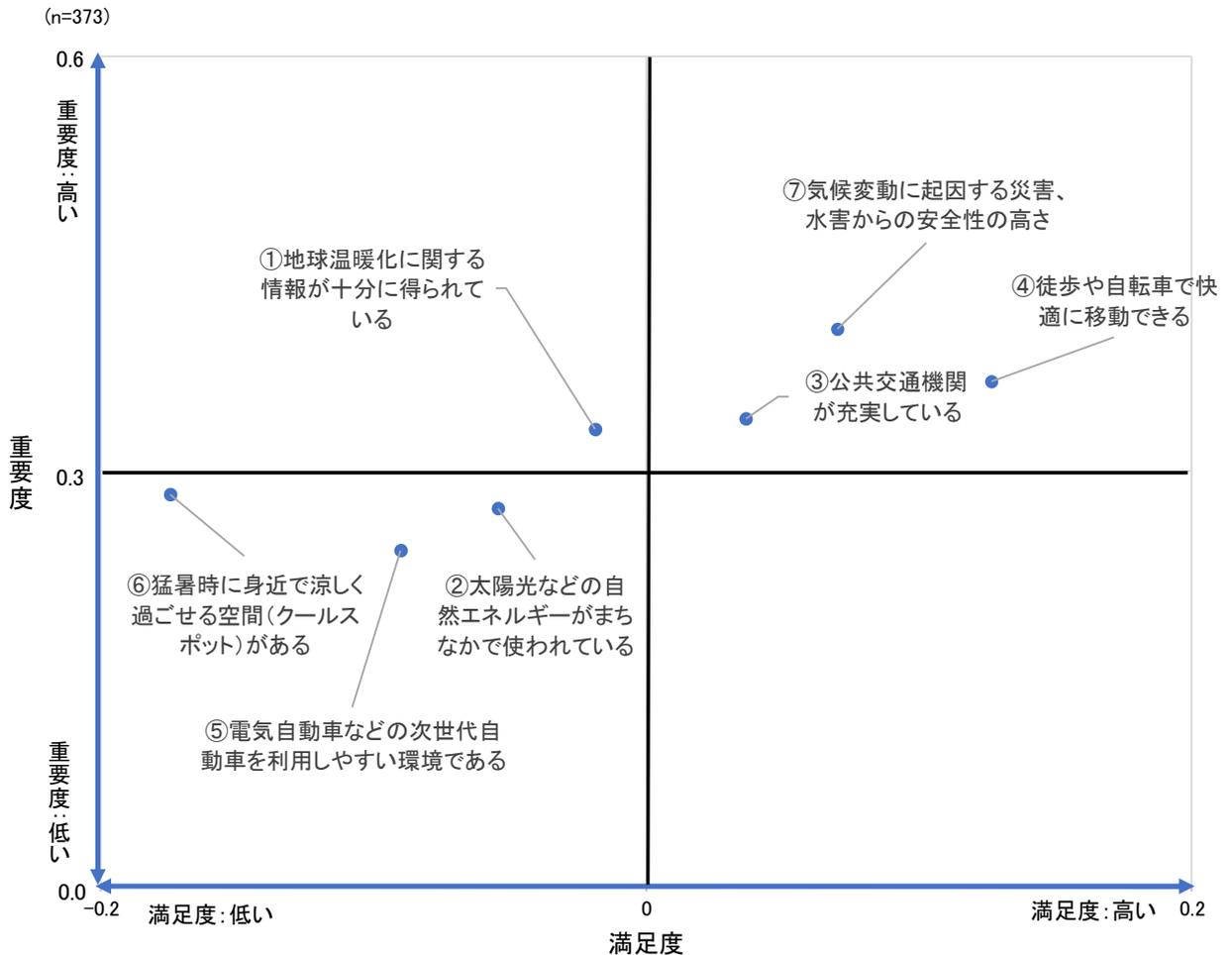


図 地球環境分野における重要度と満足度

問6 地球環境に関する市の取組みの中で今後、あなたが市に対して特に力を入れてほしいと思う取組みはどんなことですか。

地球環境に関する市の取組みの中で特に力を入れてほしいと思う取組みについて、値が最も高かった項目は、「歩きやすく自転車が利用しやすいまちづくりを推進する」でした。次いで、「災害に強いまちづくりを推進する」「地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスを出さない取組みの普及・啓発を進める」の順となっています。

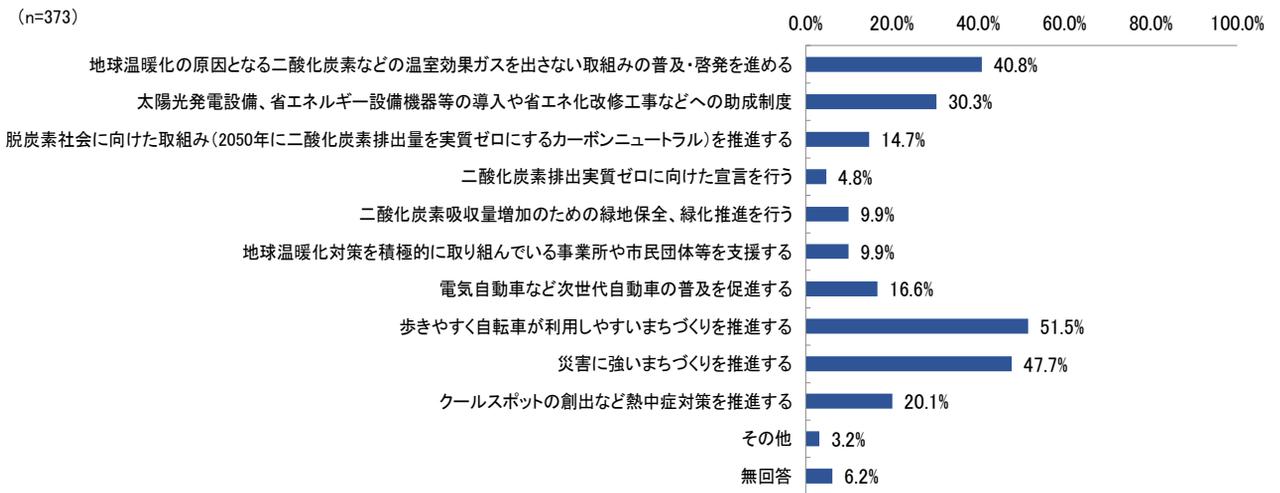


図 地球環境分野における市の取組について

問7 羽村市の環境情報についてどのように感じていますか。

羽村市の環境情報に対する満足度について、「満足」「どちらかといえば満足」を合わせた値が最も高かった項目は、「市民・事業者・市が協働で環境活動に取り組んでいる」でした。次いで、「水辺の観察会や環境教室など、体験型環境活動に参加しやすい」「環境について学ぶ機会が多い」の順となっています。

「不満」「どちらかといえば不満」を合わせた値が最も高かった項目は、「環境活動と一緒にできる仲間がいる」でした。次いで、「環境活動を行うための拠点がある」「環境の状況や施策に関する情報が十分に得られている」の順となっています。

(n=373)

■ 満足 □ どちらかといえば満足 □ どちらかといえば不満 ■ 不満 ■ 無回答

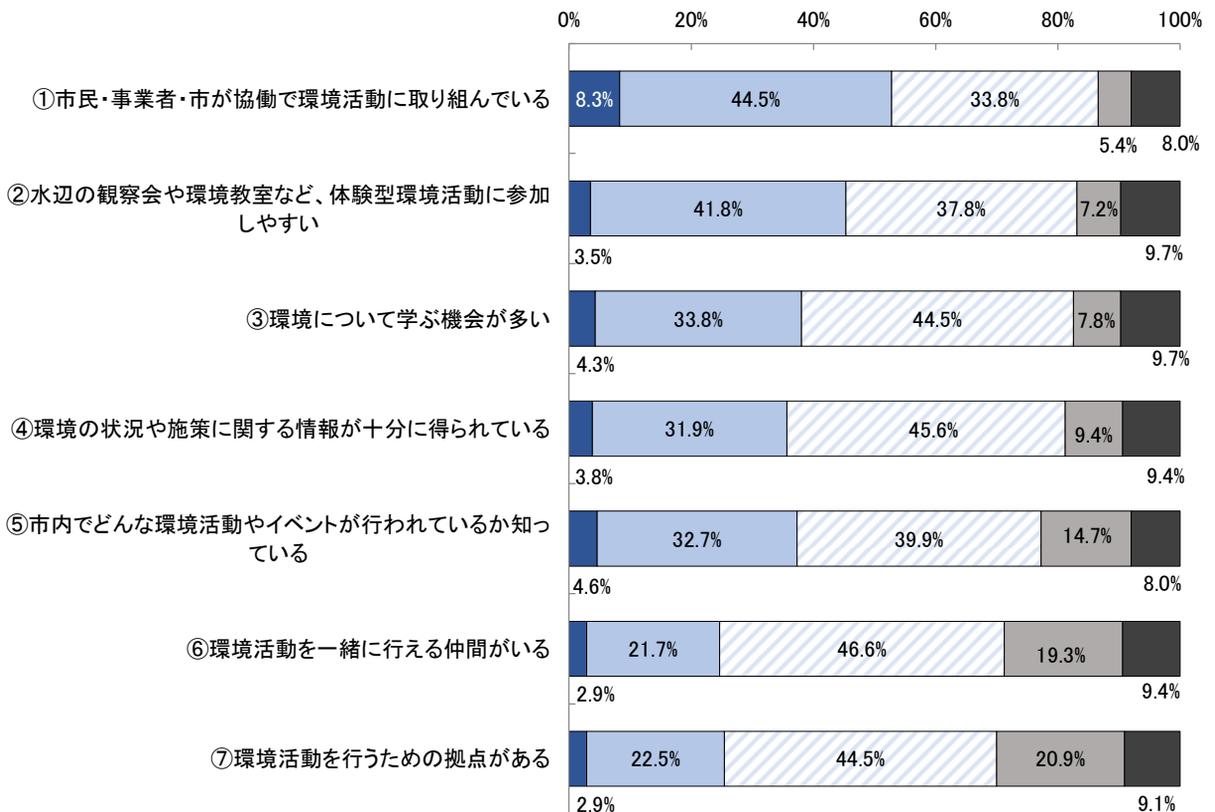


図 環境情報分野における満足度

羽村市の環境情報に対する重要度について、「重要」「どちらかといえば重要」「どちらかといえば重要ではない」「重要ではない」「無回答」を合わせた値が最も高かった項目は、「市民・事業者・市が協働で環境活動に取り組んでいる」でした。次いで、「環境の状況や施策に関する情報が十分に得られている」「市内でどんな環境活動やイベントが行われているか知っている」の順となっています。

(n=373)

■ 重要 □ どちらかといえば重要 □ どちらかといえば重要ではない ■ 重要ではない ■ 無回答

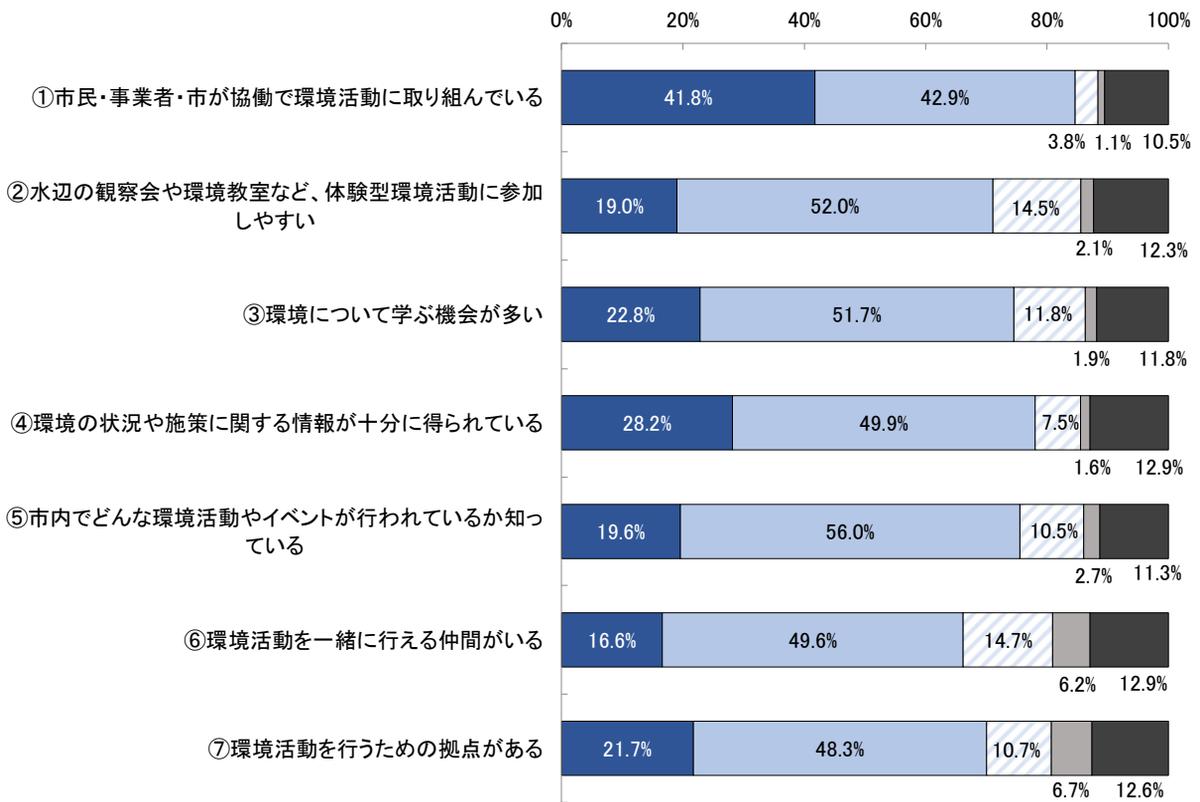


図 環境情報分野における重要度

満足度が高く重要度も高い項目は、「市民・事業者・市が協働で環境活動に取り組んでいる」でした。

満足度が低く重要度が高い項目は、「環境の状況や施策に関する情報が十分に得られている」、「市内でどんな環境活動やイベントが行われているか知っている」、「環境について学ぶ機会が多い」でした。

(n=373)

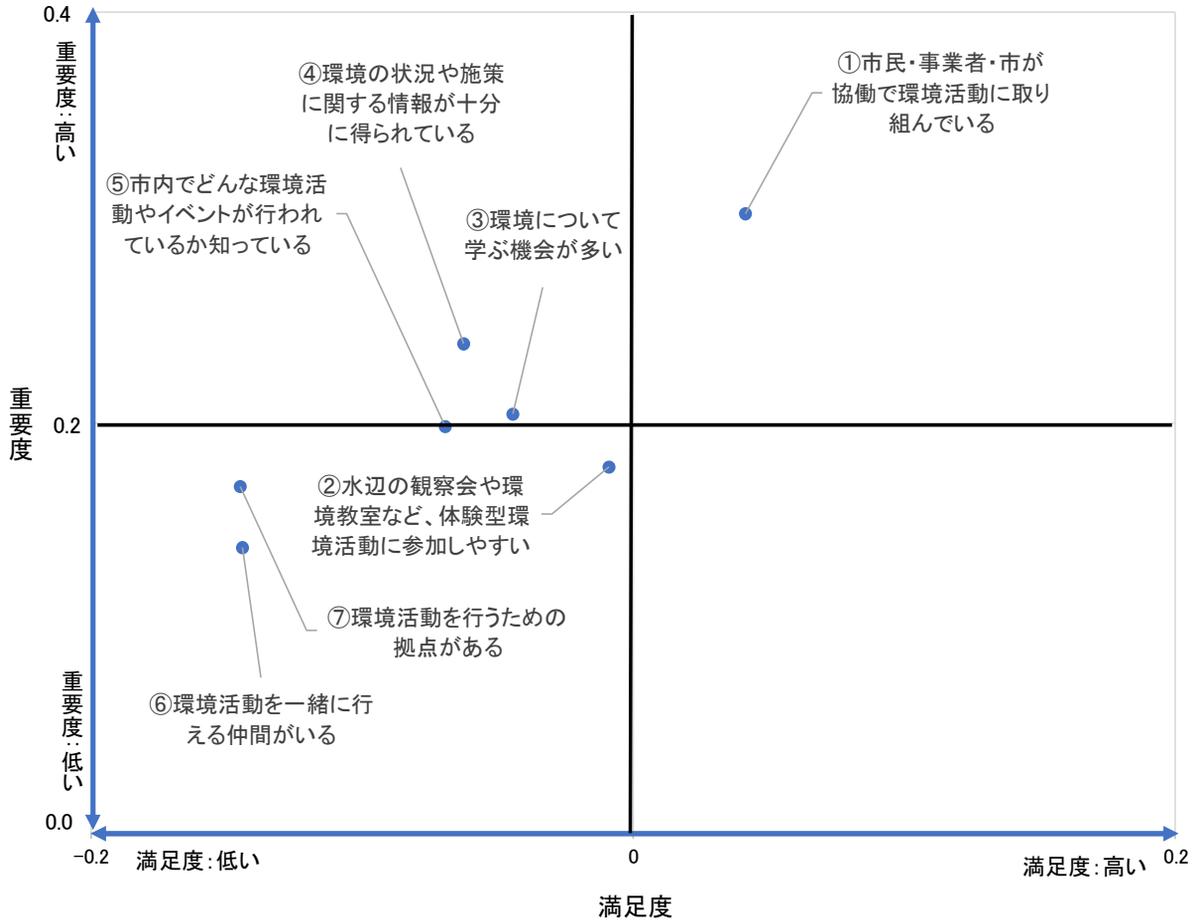


図 環境情報分野における重要度と満足度

問8 羽村市の環境情報に関する市の取組みの中で今後、あなたが市に対して特に力を入れてほしいと思う取組みはどんなことですか。

羽村市の環境情報に関する市の取組みの中で特に力を入れてほしいと思う取組みについて、値が最も高かった項目は、「次世代を担う子どもたちへの環境学習を推進する」でした。次いで、「市民・事業者・市の連携・協力による環境活動を推進する」「環境問題や環境活動に関する情報発信を充実させる」の順となっています。

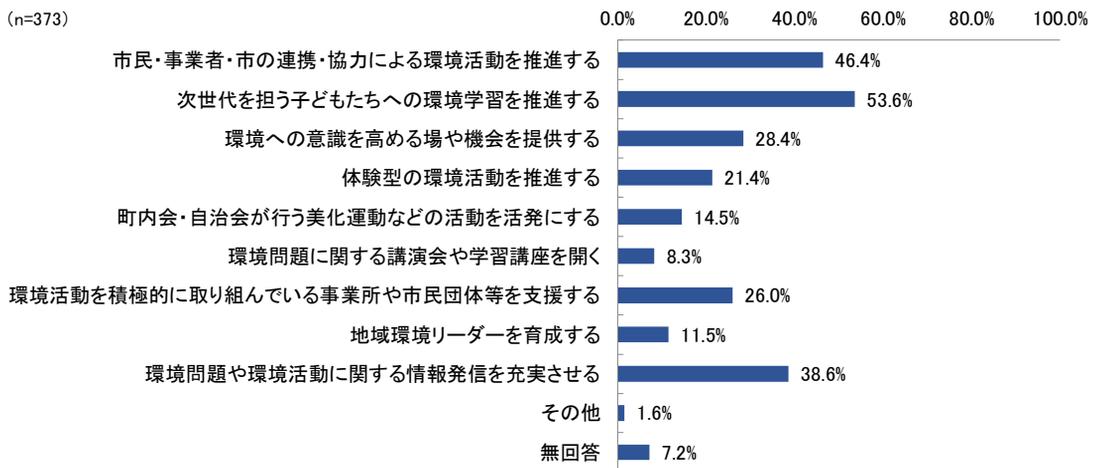


図 環境情報分野における市の取組について

## <事業者アンケート結果>

問1 貴事業所内での都市環境分野における環境に配慮した行動として、取組みを行っていますか、または行う予定がありますか。

都市環境分野の配慮行動として、「実施している」の値が最も高かった項目は、「事業所のごみは適正に処理している」でした。次いで、「羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例を遵守している」、「騒音や臭いが発生するときは低減に努めている」の順となっています。

(n=142)

■実施している □実施する予定 □実施したいが課題がある ■実施しない ■無回答

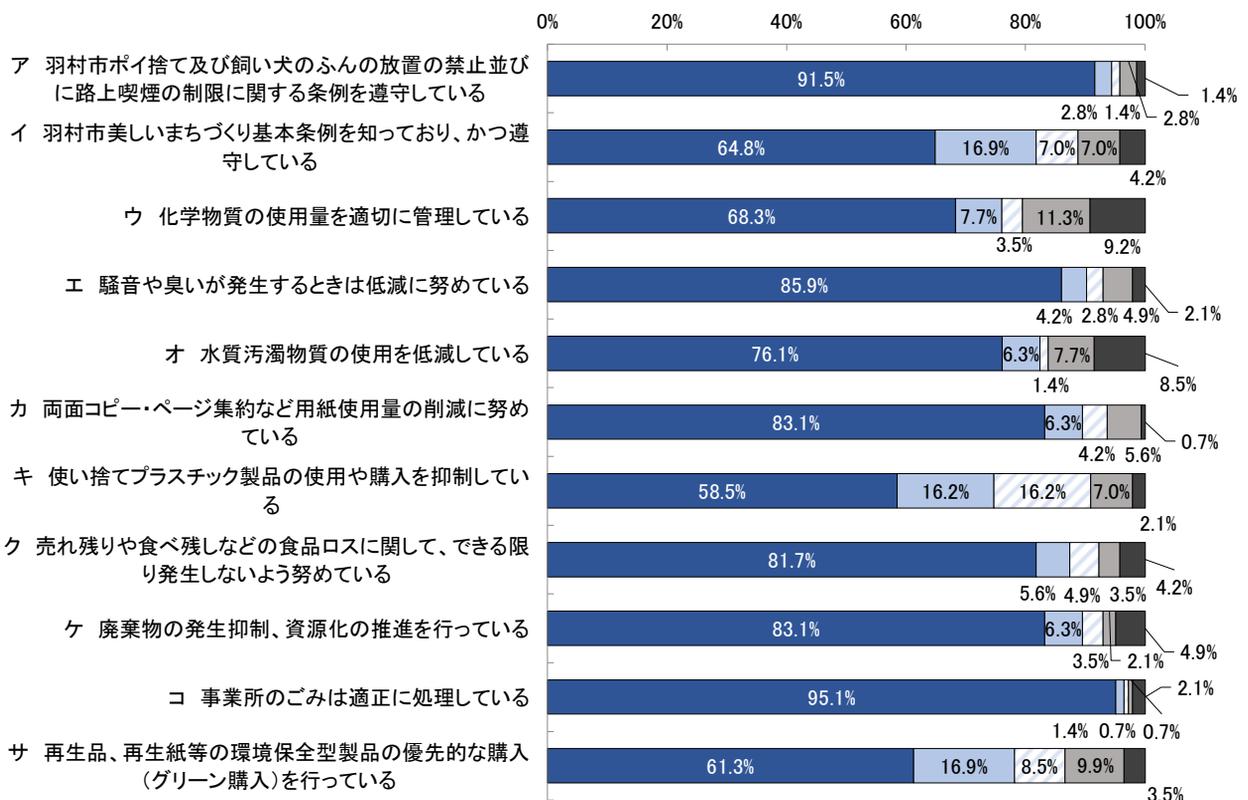


図 貴事業所内での都市環境分野における環境に配慮した行動について

問2 貴事業所内での自然環境分野における環境に配慮した行動として、  
取組みを行っていますか、または行う予定がありますか。

自然環境分野の配慮行動として、「実施している」の値が最も高かった項目は、「多摩川へつながる側溝・雨水管に生活排水などを流していない」でした。次いで、「羽村市の地産地消に協力している」、「緑のカーテンや屋上や敷地の緑化などを行っている」の順となっています。

n=142

■ 実施している □ 実施する予定 □ 実施したいが課題がある ■ 実施しない ■ 無回答

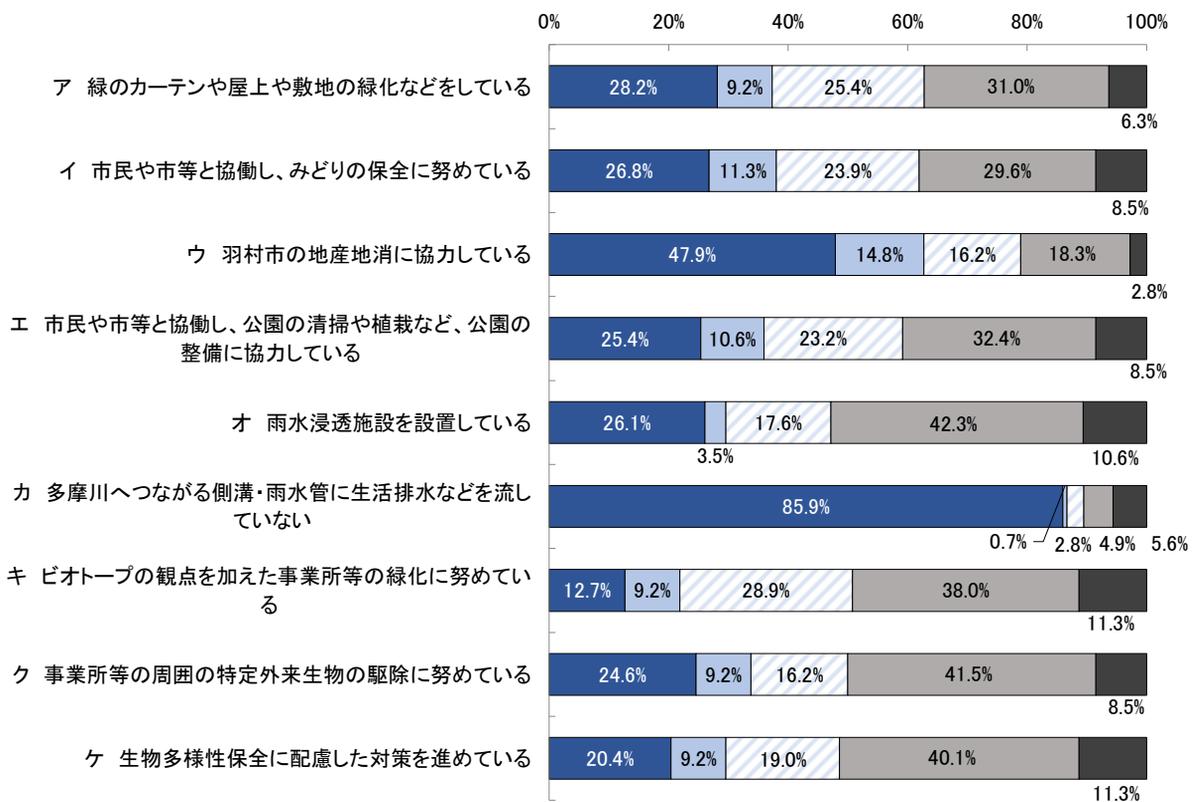


図 貴事業所内での自然環境分野における環境に配慮した行動について

問3 貴事業所内での地球環境分野における環境に配慮した行動として、取組みを行っていますか、または行う予定がありますか。

地球環境分野の配慮行動として、「実施している」の値が最も高かった項目は、「不在時に消灯することや、冷暖房に関して適切な温度を心掛けるなど、省エネ活動を実践している」でした。次いで、「フィルター掃除など機器の保守管理をしている」、「電力やガス等のエネルギー使用量を把握し、低減するよう努めている」の順となっています。

(n=142)

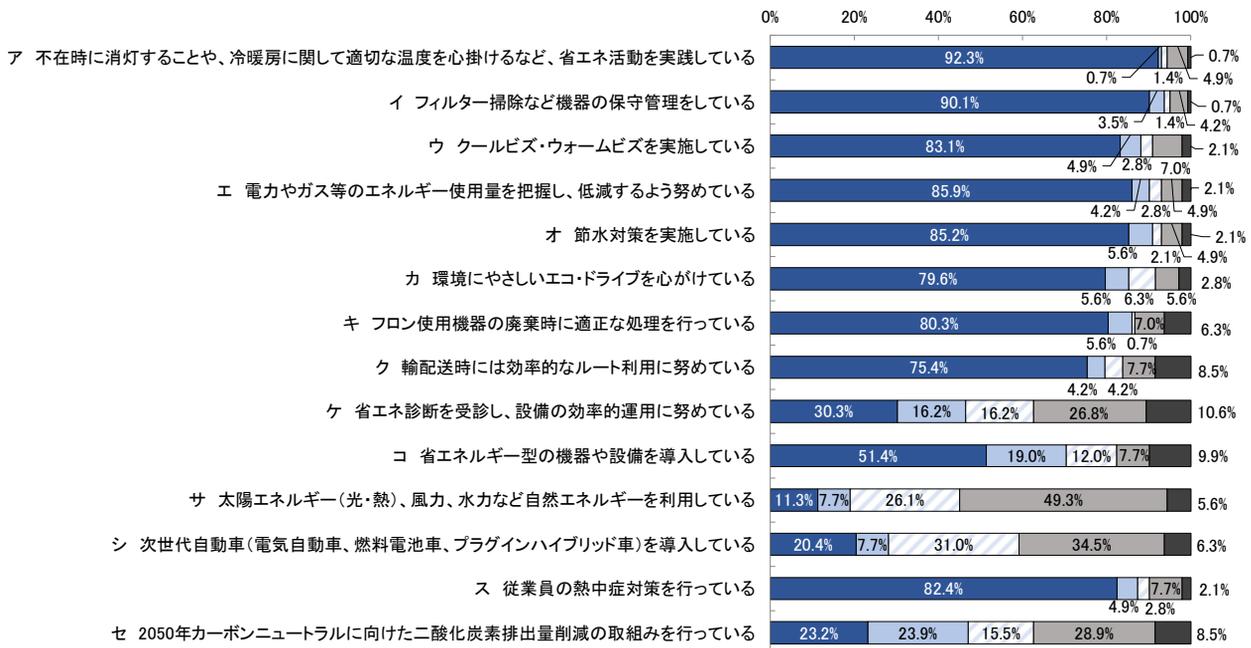
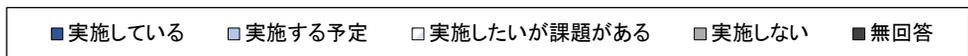


図 貴事業所内での地球環境分野における環境に配慮した行動について

問4 貴事業所内での環境情報分野における環境に配慮した行動として、  
取組みを行っていますか、または行う予定がありますか。

環境情報分野の配慮行動として、「実施している」の値が最も高かった項目は、「従業員への環境教育を継続して実施している」でした。次いで、「市民等や市と環境情報の共有化に努めている」、「地域の環境保全活動に企業として参加・協力している」の順となっています。

(n=142)

■ 実施している ■ 実施する予定 □ 実施したいが課題がある ■ 実施しない ■ 無回答

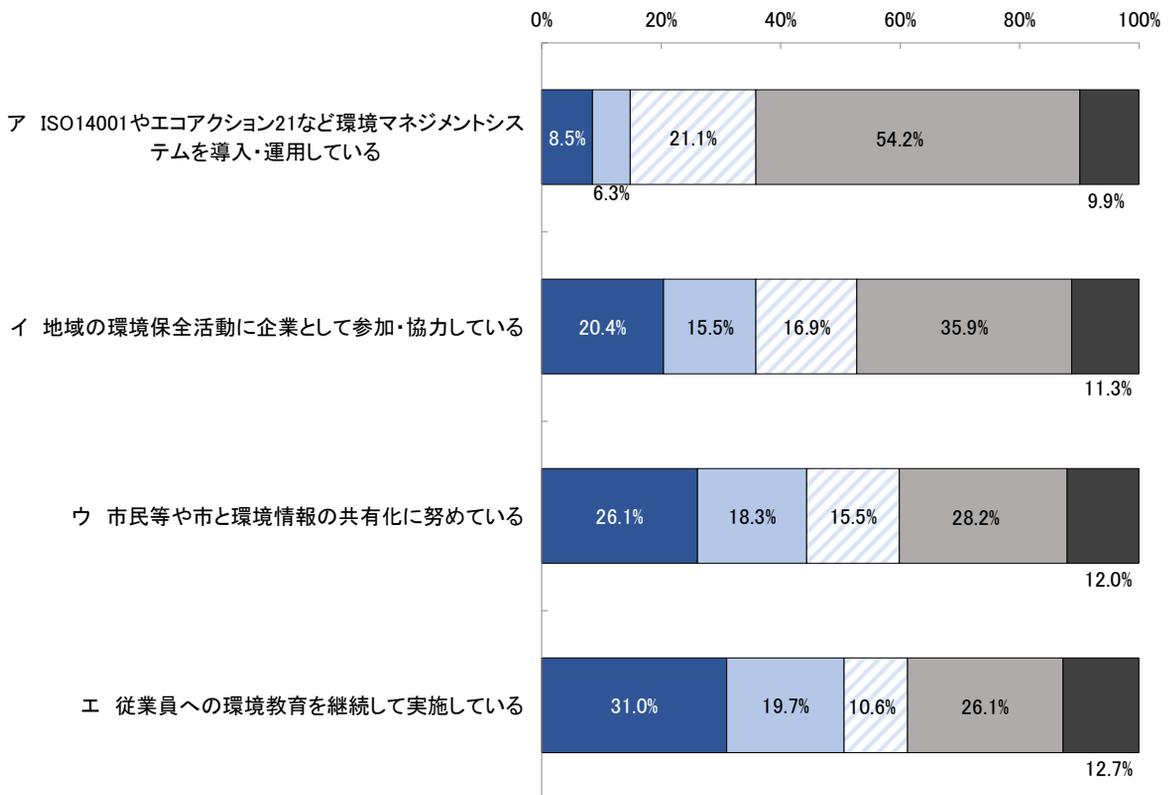


図 貴事業所内での環境情報分野における環境に配慮した行動について

問5 貴事業者では、地域社会の一員として、地域の環境のためにどのような取り組みをしていますか。

地域の環境のために行っている取り組みで、値が最も高かった項目は、「事業所周辺の清掃活動」でした。次いで、「地域の清掃、美化、緑化活動などへの参加・協力」、「特に取り組んでいない」の順となっています。

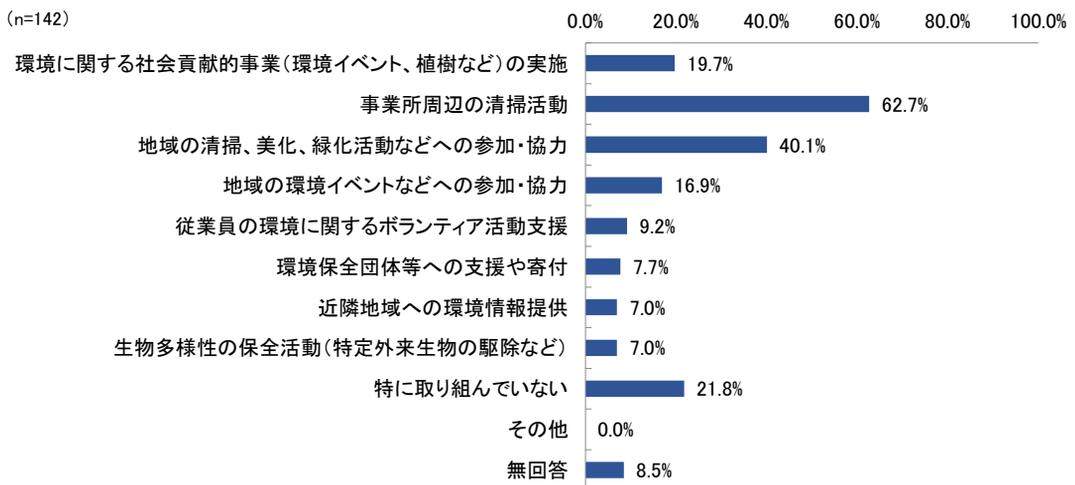


図 地域社会の一員として、地域の環境のためにどのような取り組みをしているかについて

問6 貴事業所が環境配慮に取り組むにあたって、市が実施すると望ましいサポート等がありますか。

市が実施すると望ましい取組みで、値が最も高かった項目は、「環境に配慮した設備改善や再生エネルギー導入のための支援」でした。次いで、「電気自動車や燃料電池車などの次世代自動車導入のための支援」、「環境配慮の取組みに関する相談窓口、人材の紹介」の順となっています。

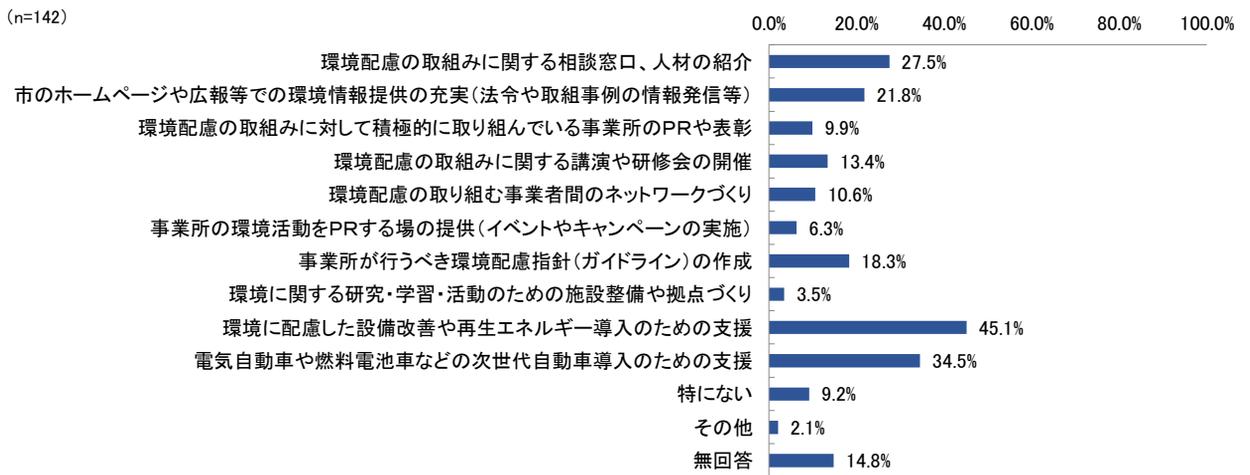


図 貴事業所が環境配慮に取り組むにあたって、市が実施すると望ましいサポート等について

## (3) 用語解説

## あ行

用語	解説
アスベスト（石綿）	石綿ともよばれる天然の鉱物繊維であり、耐熱性に優れていることから建材等に使用されてきた。粉砕すると非常に細かい繊維になり、吸い込むと健康被害が発生するおそれがあるため、建築物等の解体、改修の際は、石綿の飛散防止方法等が規制されている。
Well-being（ウェルビーイング）	Well（良い）とBeing（状態）が組み合わさった言葉で、心身ともに満たされた状態を表す概念。
SDGs（エスディー・ジーズ）	SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された令和12(2030)年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」という理念のもと、17のゴールと169のターゲットから構成され、先進国を含む全ての国の共通目標となっている。

## か行

用語	解説
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味する。令和2(2020)年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。
海洋プラスチック	海洋を漂うプラスチックごみ。その中でも長期間かけて細かくなり、直径5mm以下になったプラスチックをマイクロプラスチックという。
環境基準	環境基準とは、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで、維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音などをどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標として定められています。

## さ行

用語	解説
サーキュラーエコノミー	従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を指すもの。
サステナブル・ファッション	衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境やかかわる人・社会に配慮した取組のこと。
資源循環型社会	廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し、適正な廃棄物の処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。
食品ロス	まだ食べられるのに、捨てられてしまう食品のこと。
3R（スリーアール）	Reduce（リデュース=発生抑制）、Reuse（リユース=再使用）、Recycle（リサイクル=再生利用）の総称であり、循環型社会を構築するうえでの基本的な考え方。
生物多様性	特定の「いきもの」に偏ることなく、様々な「いきもの」が存在していること。また、すべての「いきもの」の間にある違いや個性のこと。

## な行

用語	解説
ネイチャーポジティブ	自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

## は行

用語	解説
パリ協定	平成27（2015）年にパリで開催されたCOP21で採択された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定のこと。

## ま行

用語	解説
みどり率	緑が地表を覆う部分に公園区域・水面を加えた面積が、地域全体に占める割合のこと。



# 第4章

## 環境行動計画

## 第4章 環境行動計画

### (1) 環境行動計画の目的と位置づけ

羽村市環境行動計画は、基本条例第8条の規定に基づき策定するもので、基本計画に掲げた4つの分野別の基本目標と基本施策について、市民・事業者・市が取り組む、環境への負荷の低減に寄与するための規範となる行動を示したものです。

#### 基本理念

人と自然との共生を目指し、川や緑を守り育て、水や空気や土を汚さず、健康で安全に暮らし続けられるまち 羽村

### (2) 環境行動計画の対象者

環境行動計画の対象者は、市域に関わる全ての人とし、市民及び事業者の範囲は次のとおりです。

対象者	
市民	市民、在勤者、在学者、滞在者
事業者	事業者、団体

### (3) 環境行動計画の期間

環境行動計画は、基本計画に基づき策定するものであることから、基本計画と同一期間である令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までとします。

なお、今後の環境及び社会情勢等の変化などにより基本計画が改定された場合は、必要に応じ、見直しを行います。

## 基本目標1 都市環境分野

～自然と都市が調和し、資源がめぐる、  
みらいへつなぐまち～

大気汚染や騒音などによる生活環境への被害が少なく、ごみの少ない、いろいろな資源がめぐる、自然と都市が調和した、みらいへつなぐまちを創ります。

### 基本施策

- ①地域環境の保全
- ②快適に過ごせる美しいまちづくり
- ③愛護動物の適正飼養
- ④資源循環型社会の実現

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排気ガスがクリーンな、大気環境にやさしい自動車の購入に努めます。</li> <li>・ 生活用品は環境への影響がより少ないものを使用します。</li> <li>・ 音響機器は、周辺への影響がないように使用します。</li> <li>・ ペットは鳴き声等によって周辺に影響がないように飼養します。</li> <li>・ 地域の人と協力して、不法投棄・ごみのポイ捨てがされない環境づくりに努めます。</li> <li>・ 自宅周辺や公共の場所の清掃活動行います。</li> <li>・ 自らが管理する土地は、雑草灌木等が繁茂しないよう適正に管理します。</li> <li>・ 家屋や建物の新築・改築時には、周辺の景観に配慮します。</li> <li>・ 飼養者と非飼養者は互いに譲り合い、思いやる気持ちをもって接します。</li> <li>・ 3Rを主体的に進め、ごみの抑制と資源化実施します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境関連の法令を遵守し、事業活動による環境負荷を低減させます。</li> <li>・ 工事車両や業務用車両の出入りをできるだけ低減し、騒音・振動の発生を抑制します。</li> <li>・ 着工にあたって近隣住民に理解と協力を得られるよう工事計画の事前説明を行います。</li> <li>・ 業務車両の出入りや営業活動は、周辺の住宅への騒音の影響を十分配慮して行います。</li> <li>・ 建造物を造るときは、地下水脈を分断しないよう配慮します。</li> <li>・ 地域の人と協力して、不法投棄・ごみのポイ捨てがされない環境づくりに努めます。</li> <li>・ 3Rを主体的に進め、ごみの抑制と資源化実施します。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法令等の認知度の向上のため、情報発信を強化します。</li> <li>・ 公害防止施設や公害防止技術の導入を働きかけます。</li> <li>・ 再生可能エネルギーの利用を普及啓発します。</li> <li>・ 近隣騒音防止について普及啓発します。</li> <li>・ ごみのポイ捨てゼロ、飼い犬のふんの放置ゼロを目指し、地域の人と連携・協力し、パトロールを強化します。</li> <li>・ 自転車などの放置防止対策を推進します。</li> <li>・ 狂犬病予防注射の接種率向上に努めます</li> <li>・ 環境負荷の少ない商品やサービスに関する情報の提供等を行い、再生品などの使用促進を図ります。</li> <li>・ ごみの減量化、リサイクル推進に関わる情報を提供します。</li> <li>・ ごみの分別収集を徹底するため、資源リサイクルマニュアルの周知を強化します。</li> <li>・ グリーン購入を実施し、普及啓発に努めます。</li> </ul>

## 基本目標2 自然環境分野

～人と自然と生物が調和する、  
うるおいのまち～

先人から受け継いだみどり、多摩川や多様な生物が共生する生態系を守るとともに、新たなみどりを育み、人と自然と生物が調和する、うるおいあるまちを創ります。

### 基本施策

- ①みどりの保全と創出
- ②地域に親しまれる公園・緑地の整備
- ③適正な水の循環・河川の保全
- ④生物多様性の確保

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然と触れ合える場所の樹木・樹林地の保護、保全や清掃に努めます。</li> <li>・ 下草刈りや適切な伐採など、みどりの保全活動に参加します。</li> <li>・ まちなみと自らのライフスタイルにあった緑化に努めます。</li> <li>・ 未耕作農地の利用や農業体験農園などの利用に努めます。</li> <li>・ 清掃や草花の植栽、樹木剪定など、公園の維持管理に協力します。</li> <li>・ 雨水浸透施設を設置します。</li> <li>・ 自らが保有・管理する土地について、透水性を高めます。</li> <li>・ 多摩川や湧水への理解を深めるため、自然とふれあうイベントへ参加します。</li> <li>・ 自宅の緑化等、多様な生物が共生できる環境を確保します。</li> <li>・ 自然観察会等に参加し、地域の生態系を学びます。</li> <li>・ 在来生物と外来生物の違いについて学び、在来種を把握・保全します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有地の樹木を適正に管理します。</li> <li>・ 事業場内の緑化に努めます。</li> <li>・ 緑地の下草刈りなど、みどりの保全活動に参加します。</li> <li>・ 生物相豊かなみどりの保全に努めます。</li> <li>・ 清掃や草花の植栽、樹木剪定など、公園の維持管理に協力します。</li> <li>・ 生物多様性に配慮し、生態系への負荷の少ない事業活動を行います。</li> <li>・ 事業所等の周囲の特定外来生物を防除します。</li> <li>・ 管理地内の生態系を確保します。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民ボランティアによる樹林地等の緑地保全活動を支援します。</li> <li>・ みどりに関するイベントを実施し、みどりの保全について意識の高揚を図ります。</li> <li>・ 「市民緑地認定制度」や「特別緑地保全地区制度」の活用を検討します。</li> <li>・ 公園の整備や再構築の際は、利用者ニーズを把握し、魅力ある公園にします。</li> <li>・ ユニバーサルデザインに配慮した公園施設の整備を進めます。</li> <li>・ 公園・緑地を整備する際は、PPP/PFIや東京都の公園まちづくり制度の活用や、民間活力をいかした整備手法、官民連携事業の活用を検討します。</li> </ul>



## 基本目標3 地球環境分野

～ゼロエミッションの地球に  
やさしいまち～

再生可能エネルギーを利用したエネルギーの地産地消を推進し、二酸化炭素の排出を削減することなど、脱炭素社会の実現を目指す、地球にやさしいまちを創ります。

### 基本施策

- ①再生可能エネルギーの有効活用
- ②省エネルギー化の推進

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽エネルギーを利用した太陽光発電システム、太陽熱温水器などを導入します。</li> <li>・ 太陽光以外の再生可能エネルギーの利用や共有設備の導入を行います。</li> <li>・ 省エネルギー性能の高い設備、機器を導入します。</li> <li>・ 自動車の購入や更新の際は、ZEV（ゼロエミッションビークル）を導入します。</li> <li>・ スマートメーターやHEMSを導入し、省エネルギー化に取り組みます。</li> <li>・ 住宅改修の際は、ZEH（ゼロエネルギーハウス）化を進めます。</li> <li>・ 日頃から省エネルギー活動を実践します。</li> </ul>	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電、太陽熱等の再生可能エネルギー設備を導入します。</li> <li>・ クリーンエネルギー供給事業者からの電力調達を推進します。</li> <li>・ エネルギーの地産地消を行う地域マイクログリッドの研究を進めます。</li> <li>・ 省エネルギー性能の高い設備、機器を導入します。</li> <li>・ 自動車の購入・更新の際は、ZEV（ゼロエミッションビークル）の導入を検討します。</li> <li>・ 事業活動の各工程において、再生可能エネルギーの有効活用を考えます。</li> <li>・ 事業所の改修の際は、ZEB（ゼロエネルギービルディング）化を進めます。</li> <li>・ 事業所内の省エネルギー活動を徹底します。</li> <li>・ スマートメーターやBEMS（ビルディングエネルギーマネジメントシステム）やFEMS（ファクトリーエネルギーマネジメントシステム）を導入し、事業所の省エネルギー化に取り組みます。</li> </ul>	
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設に再生可能エネルギー設備の導入を推進します。</li> <li>・ 市内での再生可能エネルギーの活用を推進するため、設備の導入に対する支援を行います。</li> <li>・ 次世代エネルギーの活用について研究し、理解促進の普及啓発を行います。</li> <li>・ エネルギーの地産地消を行う地域マイクログリッドの研究を進めます。</li> <li>・ 公共施設の改修などの際は、ZEB（ゼロエネルギービルディング）化を進めます。</li> <li>・ 公共施設へのBEMS導入を進めます。</li> <li>・ 市民や事業者の省エネルギー化やHEMS導入を支援します。</li> <li>・ CEMS（コミュニティエネルギーマネジメントシステム）の研究を進めます。</li> </ul>	

## 基本目標4 環境情報分野

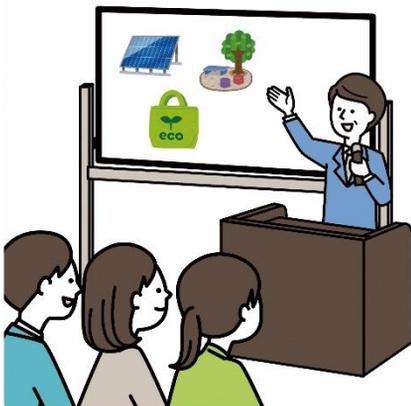
～全ての人が環境に関する情報を共有し、  
環境について考え、学び、  
共に連携・協力し、実践するまち～

全ての人がつながり、環境に関する情報を共有し、多様な主体が相互に情報を共有し、自ら考え、学び、共に連携・協力し、実践するまちを創ります。

### 基本施策

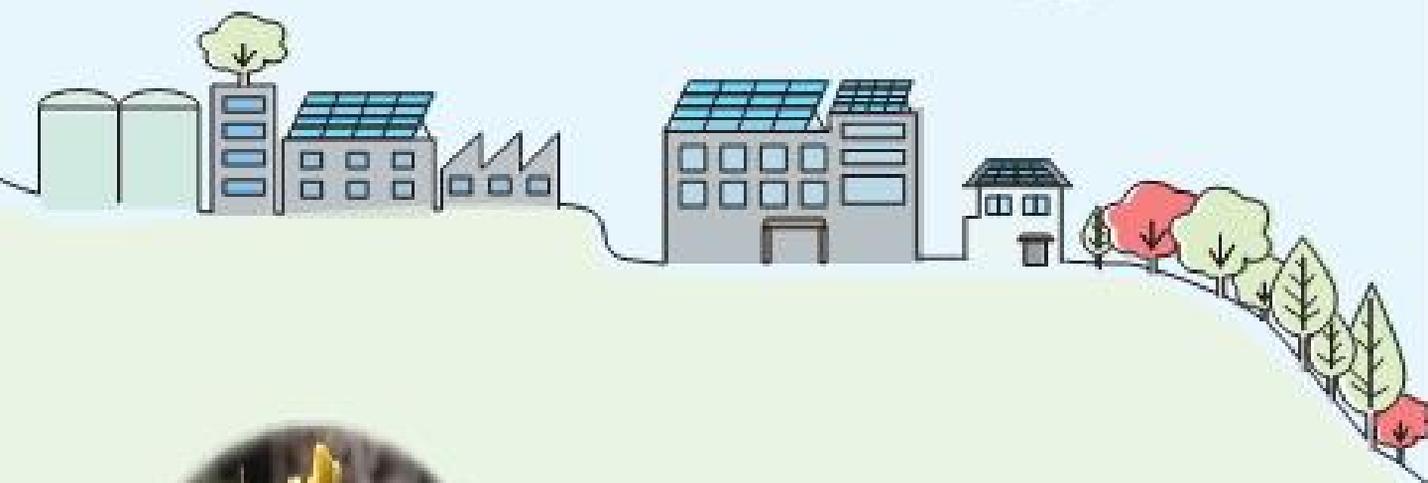
- ①環境情報の発信・共有
- ②環境学習・環境活動の機会の充実

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らが得た環境に関する情報を正しく発信します。</li> <li>・環境情報の共有化、正確な情報の取得を実践します。</li> <li>・環境学習を実践します。</li> <li>・環境学習の機会へ積極的に参加します。</li> <li>・多様な主体と連携、協力し、環境活動を展開します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主体的に事業活動の環境に関する情報を発信します。</li> <li>・市民や市と環境情報の共有化を行います。</li> <li>・環境に関する情報をわかりやすく公開します。</li> <li>・従業員の環境学習の機会への積極的な参加を推進します。</li> <li>・多様な主体と連携、協力し、環境活動を展開します。</li> <li>・市と連携して、体験型環境活動事業を実施します。</li> <li>・市と連携して、環境保全の指導者的役割を担う人材を育成します。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な主体と連携して、環境に関する情報の発信の充実を図ります。</li> <li>・環境に関する情報の共有化、正確な情報の発信を推進します。</li> <li>・広報はむら、市公式サイト、SNSを通じて市内の環境活動や環境情報を発信します。</li> <li>・多様な主体と連携した環境学習を推進します。</li> <li>・幅広い世代が参加できる環境学習事業を実施します。</li> <li>・多様な主体と協力、連携し、体験型の環境活動事業を実施します。</li> <li>・継続して環境に目を向け、環境保全の指導者的役割を担う人材を育成します。</li> </ul>



羽村市SNS





## 第二次羽村市環境とみどりの基本計画

令和6(2024)年度～令和15(2033)年度

令和6(2024)年3月

発行 羽村市

〒205-8601

東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1

電話 042-555-1111 (代表)

編集 羽村市産業環境部環境保全課



羽村市公式サイト <https://www.city.hamura.tokyo.jp>